

# 与那原町国土強靱化地域計画

令和3年3月

与那原町



# 目次

## はじめに

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画策定のプロセス .....	2
第1章 本町の地域特性	
1 本町の概況 .....	3
2 災害の想定 .....	10
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	
1 基本目標 .....	14
2 事前に備えるべき目標.....	14
3 基本目標等の体系図 .....	15
4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針 .....	16
第3章 脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順.....	17
2 評価結果のポイント .....	19
第4章 地域強靱化の推進方針	
〈個別施策分野の推進方針〉 .....	21
〈横断的分野の推進方針〉 .....	40
第5章 計画の推進と不断の見直し	
1 他の計画の見直し.....	46
2 本計画の進捗管理と不断の見直し.....	46
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価 .....	47
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価 .....	65
(別紙3) リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針.....	77



# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、過去多くの自然災害が発生し、長い期間をかけて復旧・復興がなられてきたという歴史があります。しかし、東日本大震災を始めとした近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害に対しては、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策なども含めた総合的な対応を平時から推進する事が必要であるとして、国によって「国土強靱化」の理念が掲げられています。

国においては、平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しています。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものです。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成26年6月、同法第10条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

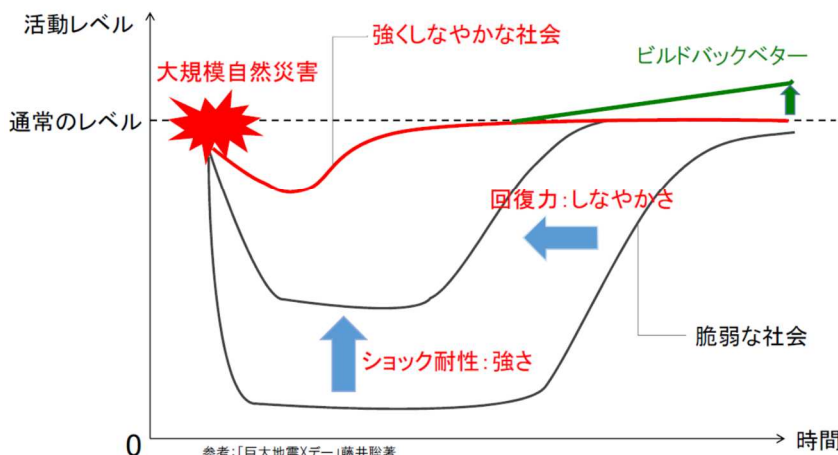
基本法第4条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第13条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができます。

これらを踏まえ、沖縄県においても、「沖縄県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を平成31年3月に策定しています。

本町においても国や県と連携し、いかなる災害の発生に対しても安心・安全な「強さ」と「しなやかさ」を持った地域づくりを推進するため、「与那原町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 強靱な社会のイメージ

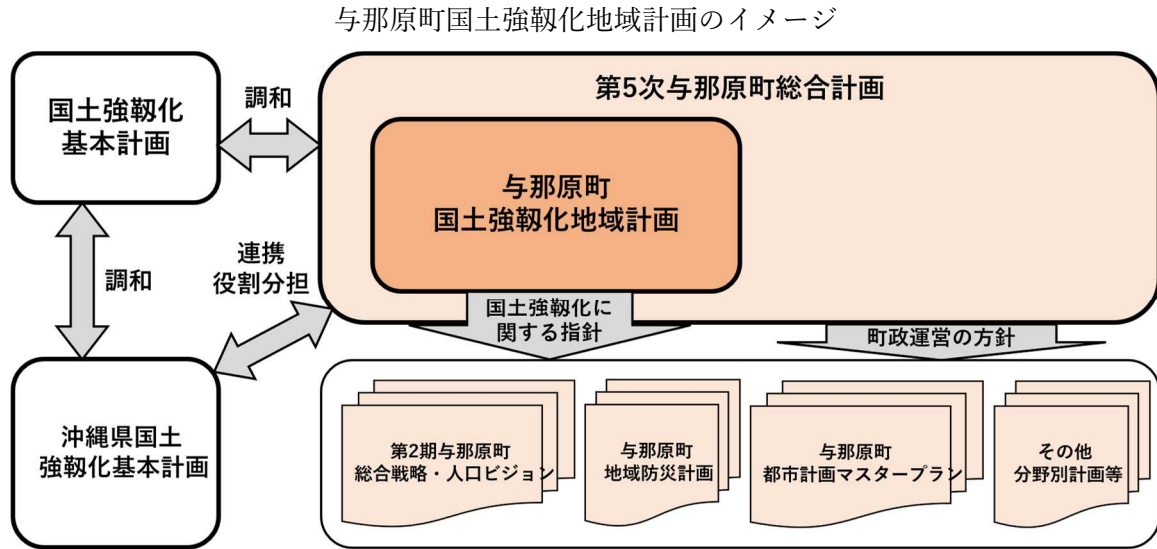
○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築



(内閣府官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画について」(R2.1より抜粋))

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、県計画と連携・調和を図ります。また、第5次与那原町総合計画に掲げた本町の将来像「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原 ～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～」の実現に向け、防災の観点から取り組むべき施策やその目標等を整理し、本町の強靱化における指針となる計画として位置づけます。

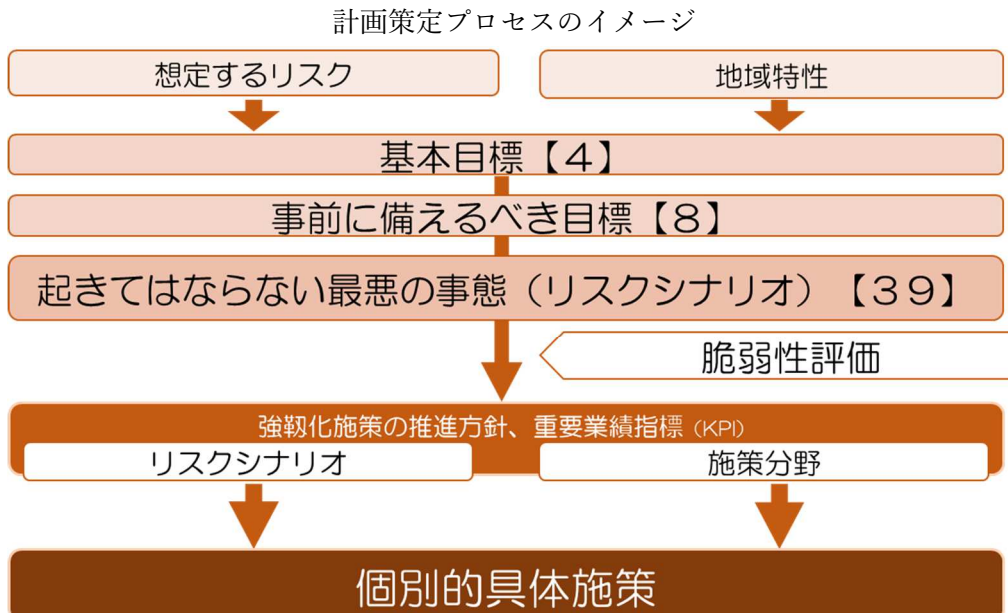


## 3 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたり、想定するリスクと地域特性を踏まえ、与那原町を強靱化するために必要な事項を明らかにするため、4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

さらに、各目標を達成するために検討すべき課題として、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

これらをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、その結果に基づき、地域強靱化の推進方針、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握のための重要業績指標（KPI）を定めます。



# 第1章 本町の地域特性

## 1 本町の概況

### (1) 位置・面積

本町は、沖縄本島南部地域の東海岸に位置し（北緯26度11分44秒、東経127度45分25秒）、県都那覇市から東へ約9kmの地点にあり、南に南城市、西に南風原町、北に西原町の1市2町に隣接しており、街全体が那覇広域都市計画区域に指定されています。面積は、5.18km<sup>2</sup>と本島内でも最も小さな面積で、東西方向に約4.3km、南北報告に約2.1kmの長方形をなしています。

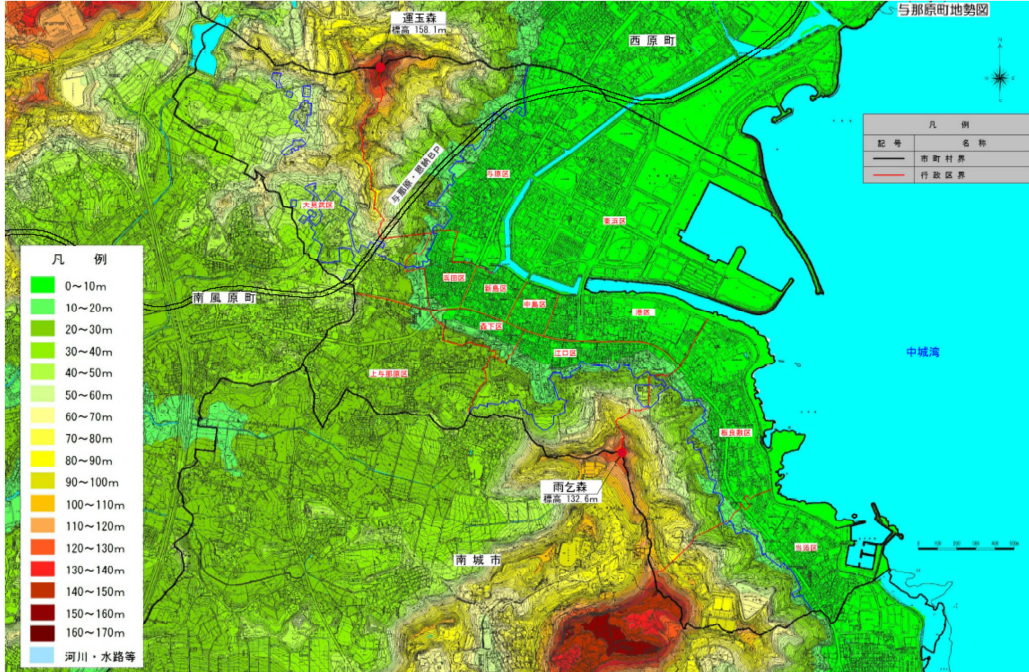
交通アクセス面では、主要幹線道路の国道329号と国道331号が交差する位置にあり、沖縄県の玄関口である那覇市まで車で約30分圏内です。国道、県道をつぶす那覇の交差点を中心に、東海岸地域における陸上交通要衝の地として発展してきた本町では、災害時は交通機能の維持が重要だと考えられます。



出典：与那原町観光実施計画

## (2) 地形

地形は海岸に沿って低平地が広がり、背後は丘陵地となっており、北側には運玉森（標高158m）、南側には雨乞森（標高132m）が位置しています。運玉森、雨乞森、字板良敷の山手の一部は、防災上配慮が必要な土砂災害警戒区域（地すべり、土石流）に指定されています。また町域には河川危険箇所はないものの、中城湾側には広い埋め立て地があり、津波や液状化への対策が必要です。



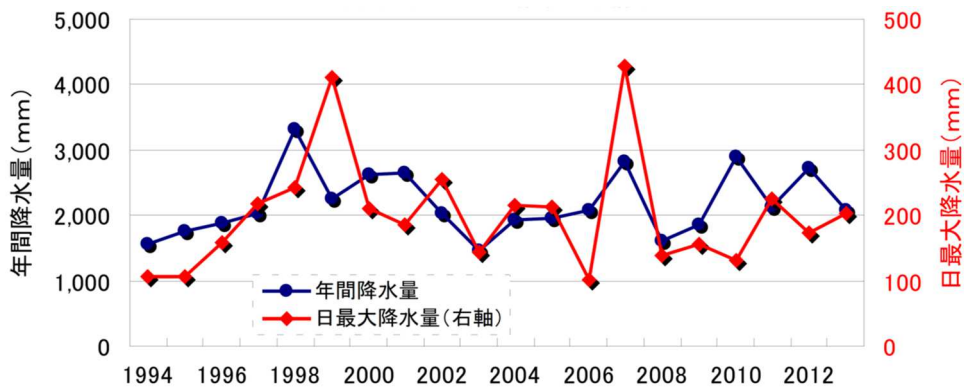
出典：第5次与那原町総合計画

## (3) 気候

気候は、本町に限らず沖縄本島共通の亜熱帯性気候で年間を通して温暖で四季の変化が乏しくなっています。年平均気温が22.3℃、年間降水量は1,688mmで、春から夏にかけて特に雨量が多いものの、年によっては早魃が起ることもあります。

例年10月頃から翌2月頃にかけて「新北風」（ミーニシ）が吹き、この季節風が卓越する12月から2月にかけて特に空気が乾燥します。また、5月中旬から6月下旬にかけて「小満芒種」（スーマン ポースー）と呼ばれる沖縄地方独特の雨季（梅雨）があります。この梅雨明けとともに本格的な夏が訪れ、秋にかけて台風期となります。

過去20年間の降水量の推移（那覇観測点）





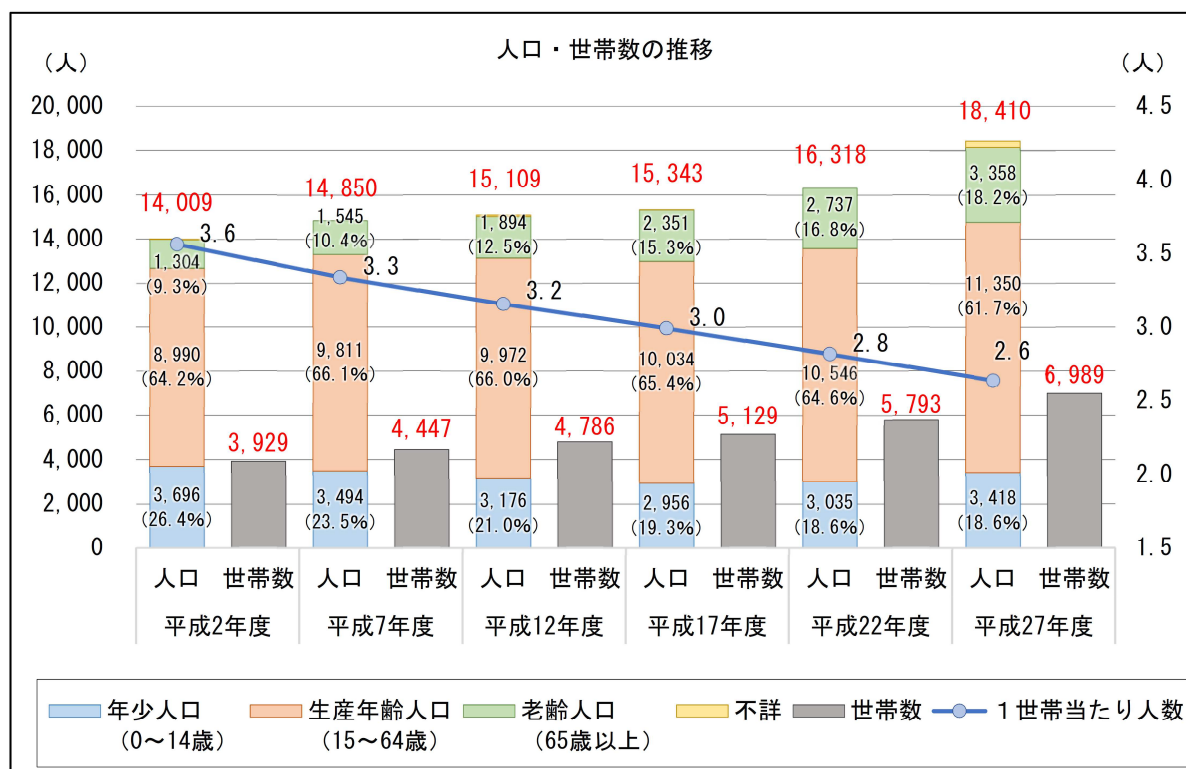
#### (4) 人口等

本町の人口・世帯数は2015年度現在で18,410人、6,989世帯となっています。1990年度から2015年度の推移を見ると、一貫して人口・世帯数とも増加傾向にあります。特に2010年度から2015年度にかけての人口や世帯数の増加が目立ちますが、1世帯当たり人数については1995年度以降、少子高齢化や核家族化などの影響で、減少傾向にあり2015年度では2.6人となっています。

年齢区分別人口を見ると、本町の老年人口割合は、2015年度時点で18.2%となっており、国の状況と比較すると低い状況です。しかし老年人口は数・割合ともに年々上昇しており、今後も上昇傾向が続くと予想されます。生産年齢人口は、その割合は減少傾向にあるものの総数は増加が続いています。また年少人口も、同じく割合は減少傾向にあるものの総数は2005年度以降増加傾向にあります。

高齢者人口割合が高くなることで、災害発生時の共助による減災効果や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があります。生産年齢人口、年少人口の活力を取り込みながら、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要です。

与那原町年齢帯別人口推移



出典：第5次与那原町総合計画

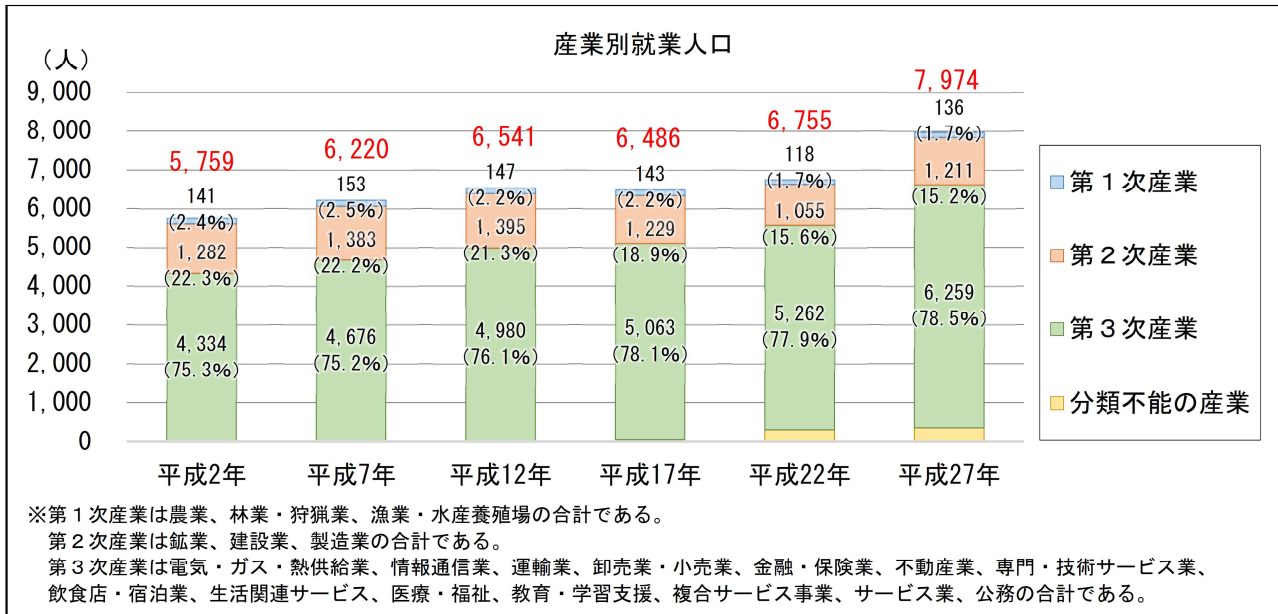
(5) 産業・経済

本町の産業別就業人口を見ると、第1次産業については1995年、第2次産業については2000年から一貫して減少傾向にあり、第3次産業に関しては1990年より増加傾向にあります。

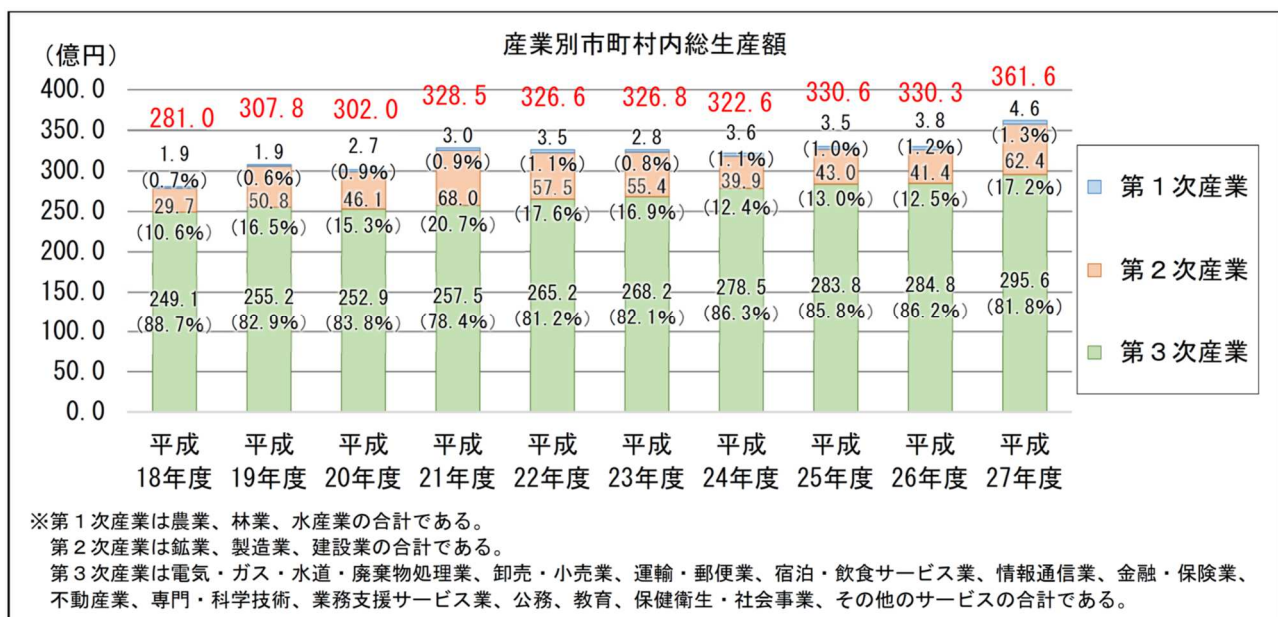
本町の産業別市町村内総生産額の推移を見ると、第1次産業や第2次産業は増減を繰り返しながらも全体的には増加傾向にあり、第3次産業は2006年度以降、増加傾向にあります。

産業別市町村内総生産額の合計は、これまで300億円台前後で推移してきましたが、2015年度に大きく増加し約361億6000万円となっており、10年前の2008年度と比較すると約80億円増加しています。

産業別就業人口、産業別市町村内総生産額ともに大部分が観光業をはじめとした第3次産業に占められており、本町の経済においては外部とのつながりが非常に重要だと言えます。



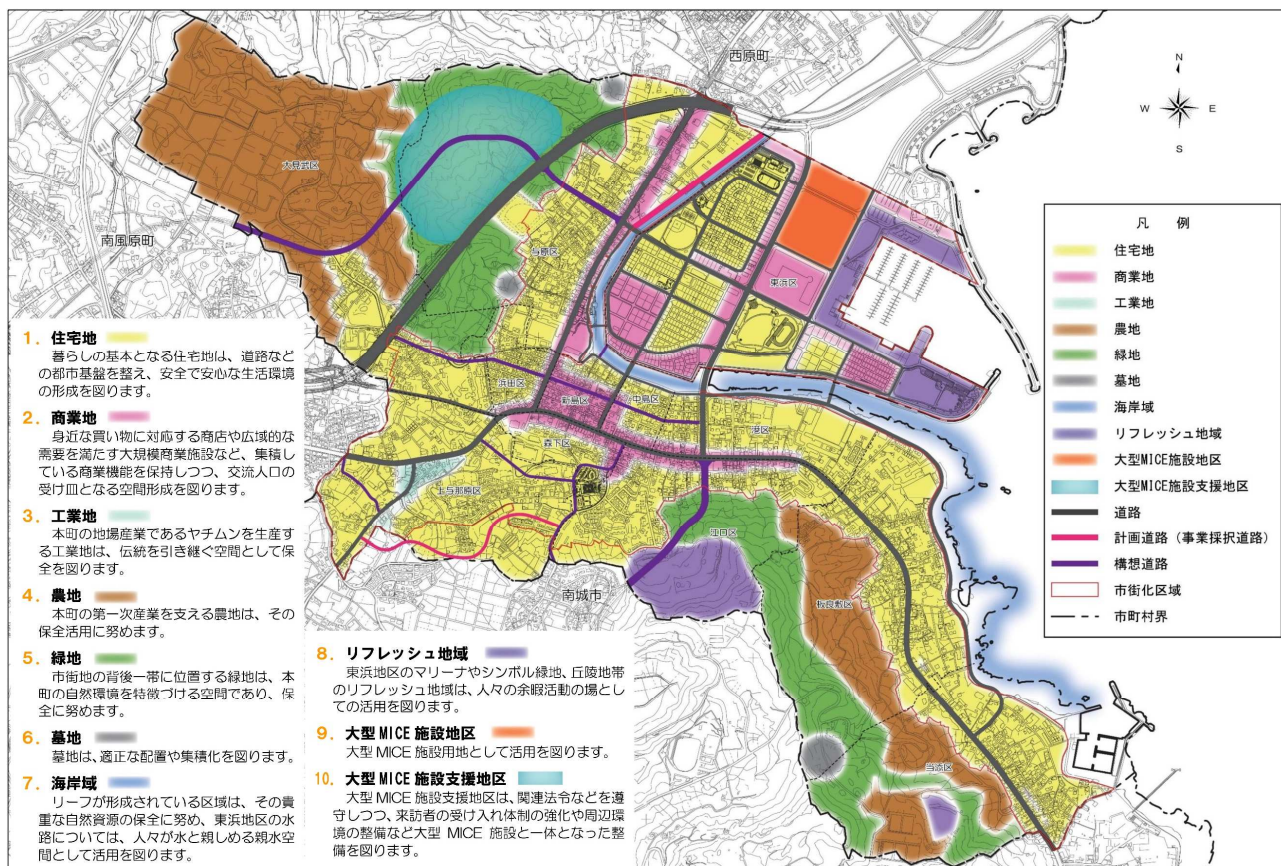
出典：第5次与那原町総合計画



出典：第5次与那原町総合計画

## (6) 土地利用

本町では、既成市街地や東浜地区が市街化区域、既成市街地の背後に広がる自然緑地や農地一帯が市街化調整区域となっており、コンパクトな町域の中で都市的土地利用と自然的土地利用が比較的明確に区分されています。市街化区域は、住宅、商業、工業など都市的土地利用が行われ、人々が暮らし働く場の形成がなされています。自然緑地や農地など自然的土地利用が行なわれている区域は、人々の憩いや農業生産の場が形成されています。また今後は、埋め立て地に大型MICE施設と周辺環境整備、観光リゾート地の形成が計画されているほか、内陸の緑地についても大型MICE施設支援地区として整備が計画されており、安心・安全な地域づくりの重要性が高まっています。



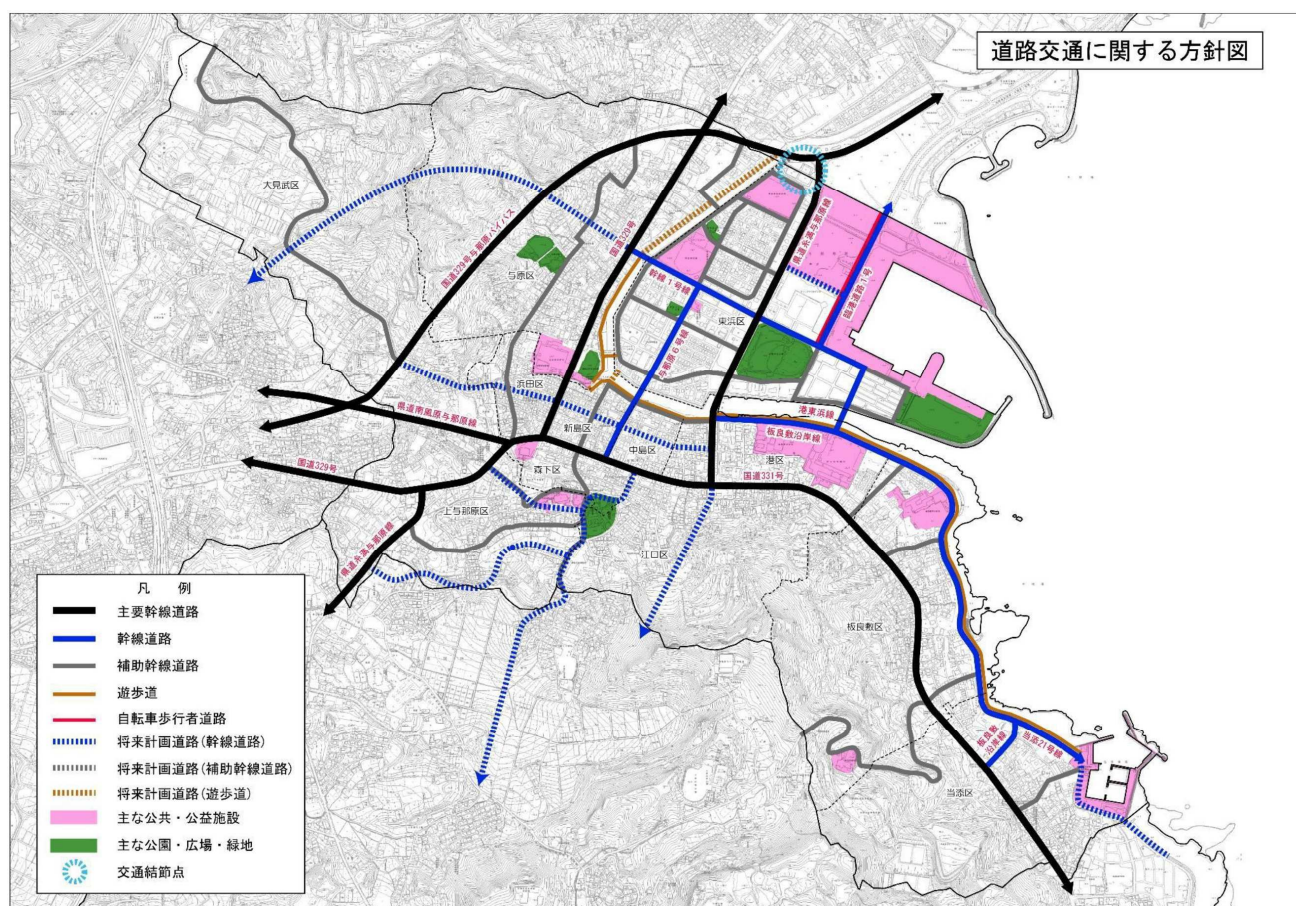
出典：第5次与那原町総合計画

## (7) 交通

本町は、町の中央を国道329号、331号が走り、国道331号で南部圏を、329号で那覇と中部圏を結ぶ交通の要所にあります。又、県道40号線、77号線が、それぞれ首里方面、糸満方面を連絡しています。国道329号、331号とも朝夕のラッシュ時に交通渋滞が発生しており、災害時においても道路機能が確保されるよう、交通の円滑化が課題となっています。

また、本町中心部における慢性的な交通渋滞の緩和を目的として、国道329号与那原バイパス（南風原町与那覇～西原町小那覇、L=4.2km）の整備が進められています。与那原バイパスが整備されると広域的な幹線道路網はさらに機能強化が図られます。

一方、広域的な幹線道路に生活道路が取り付いている箇所が多く見られ、危険な状況となっています。また、埋め立て事業や土地区画整理事業が行われた地区以外には狭あい道路がある等、道路基盤が脆弱な地区がみられます。幹線道路、補助幹線道路、生活道路といった道路の段階構成を明確にし、それぞれに見合った交通機能の整序を図ることによる、災害時の道路閉塞リスクの軽減やスムーズな物資輸送の推進が必要です。

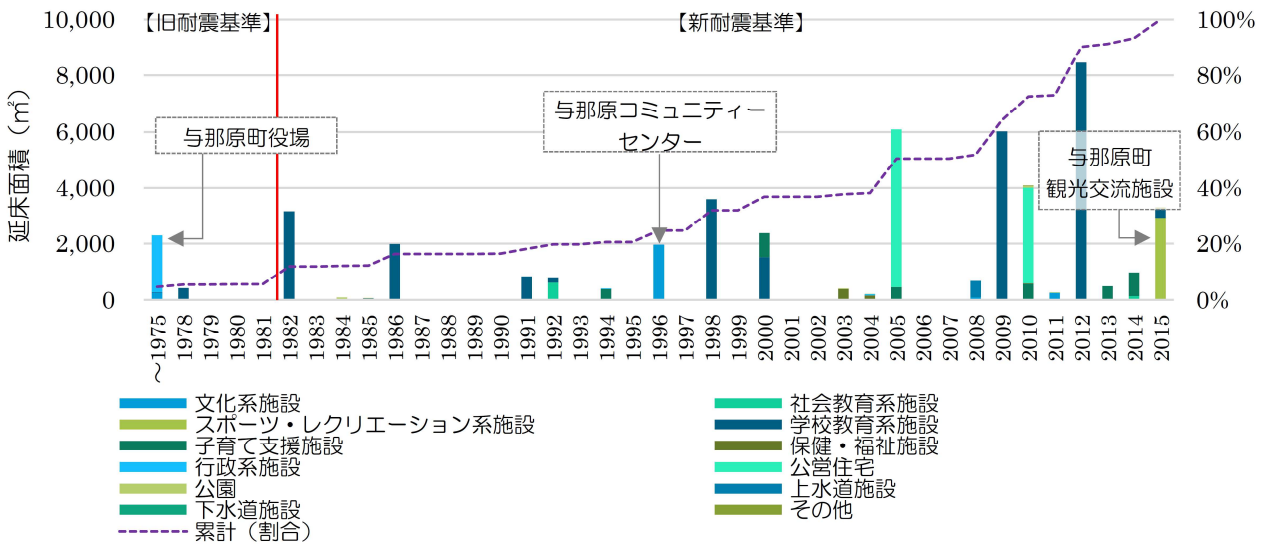


出典：与那原町都市計画マスタープラン

(8) 公共施設の状況

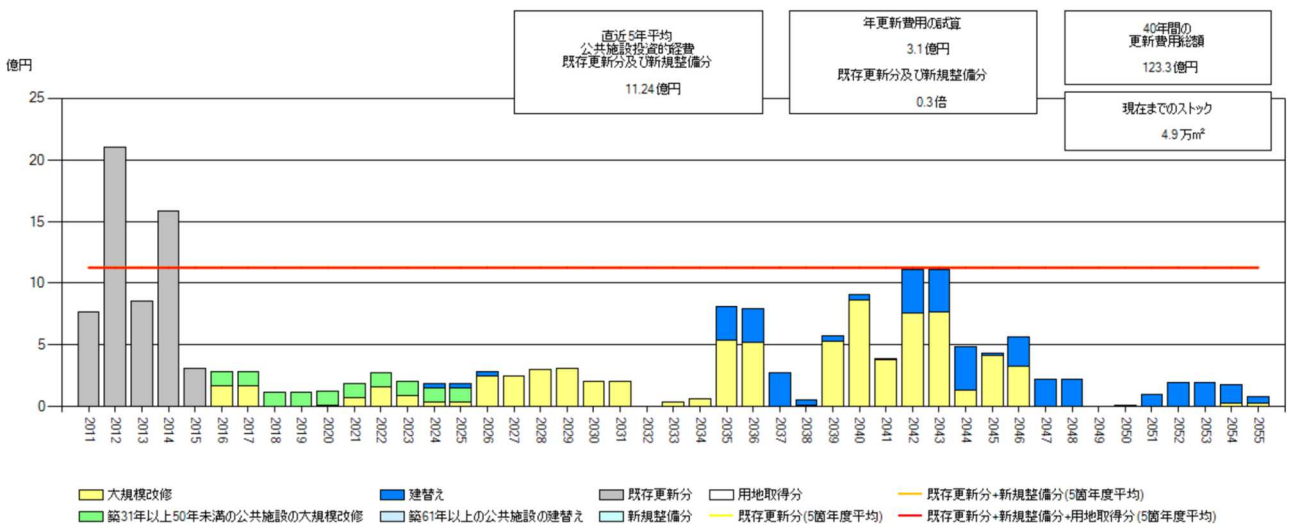
本町の公共建築物は41施設にのぼり、その総延床面積の94%が新耐震基準を満たしています。特に直近10年間に多くの建物が建設されており、すぐには老朽化が大きな問題にはならないと考えられますが、2016年から2055年の40年間で更新に必要な費用は総額123.3億円となると推計されており、将来的には施設の更新・建替えや改修の費用の増大が懸念されます。これらは町民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われていく必要があります。また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

建築年別の延床面積推移 (単位：㎡)



出典：与那原町公共施設等総合管理計画

公共施設の将来の更新費用の推計



出典：与那原町公共施設等総合管理計画

## 2 災害の想定

本町の気象、地勢、地質等の地域特性並びに過去において発生した各種の災害状況等を勘案のうえ、以下に掲げる規模の災害が、今後、町域で発生することを想定することとしました。

### (1) 風水害

#### ア 台風

##### (ア) 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日	1957年(昭和32)9月25、26日	最大風速	47.0m/s(那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s(那覇)	降水量	70.7mm(那覇)
死傷行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)	住宅全半壊	16,091棟

##### (イ) 第2宮古島台風(昭和41年台風第18号 コラ)

襲来年月日	1966年(昭和41)9月5日	最大風速	60.8m/s(宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s(宮古島)	降水量	297.4mm(宮古島)
死傷行方不明者	41名	住宅全半壊	7,765棟

##### (ウ) 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	2003年(平成15)9月10、11日	最大風速	38.4m/s(宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s(宮古島)	降水量	470.0mm(宮古島)
死傷行方不明者	94名(うち死者1名)	住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

#### イ 高潮(浸水想定)

本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定し、波浪と高潮による浸水区域が以下のとおりと予測されている。

#### 高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸部	①沖繩本島西側を北上 ②沖繩本島南側を西進 ③沖繩本島東側を北上	本島南部では海岸によって広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

出典：〔沖繩県地域防災計画(平成25年3月修正)より抜粋〕

ウ 土砂災害（地すべり、土石流）

本町域内には、土砂災害警戒区域が以下のとおり指定されており、これらの危険箇所における表層崩壊を想定する。

土砂災害警戒区域の指定状況（平成26年12月、沖縄県指定）

	地すべり (地すべりブロック数)	土石流
与原区	1 (6ブロック)	1
当添区、板良敷区、江口区	3 (15ブロック)	4

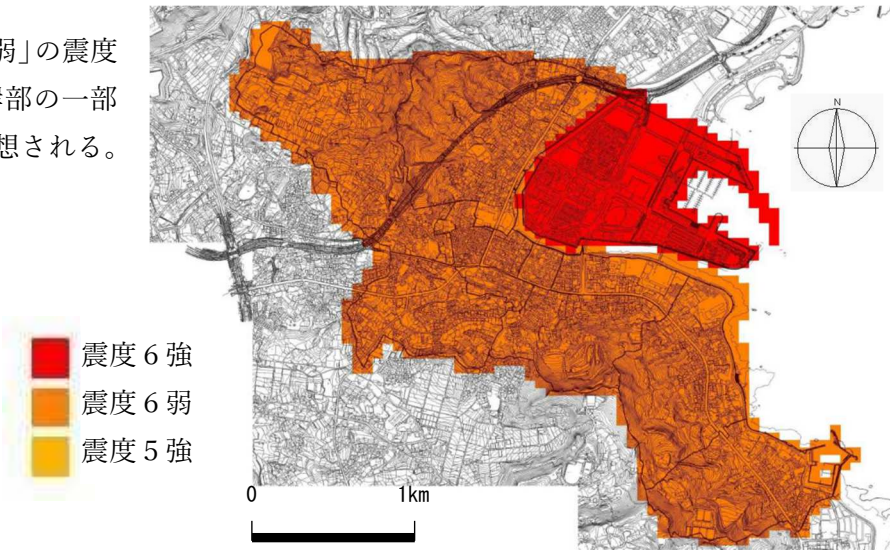
(2) 地震及び津波

ア 地震

平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書によると、本県の陸地部及び周辺海域で想定される25ケースの大規模地震を対象に各種被害予測を行った結果、沖縄本島南東沖地震3連動（マグニチュード9.0）が、最も大きな被害を及ぼす可能性があるとしている。本町における想定結果は、以下のとおりである。

(ア) 震度（地震動）

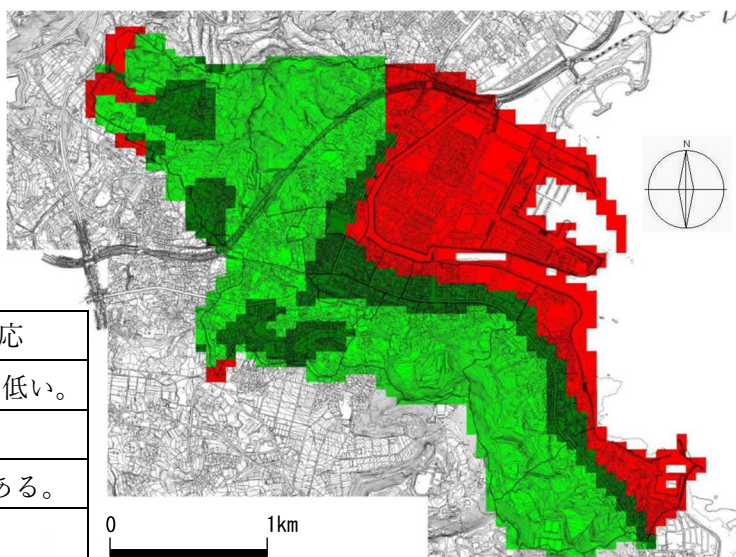
町域のほとんどが「震度6弱」の震度分布域に含まれており、沿岸部の一部では「震度6強」の揺れが予想される。



(イ) 液状化危険度

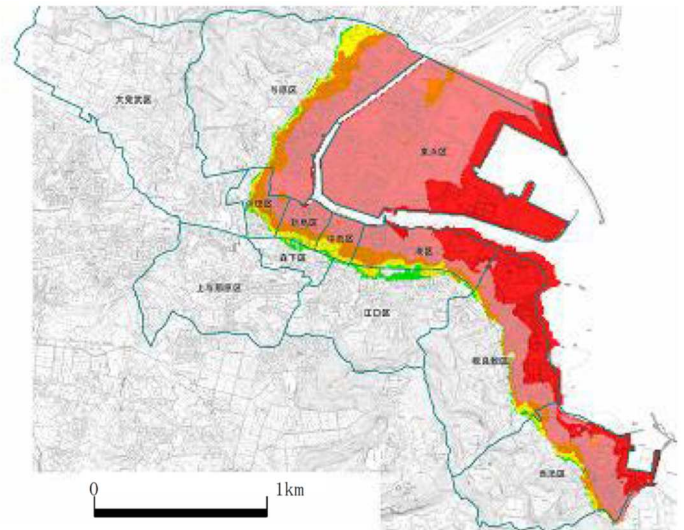
東浜区など、町域の約3割にあたる範囲が、液状化の危険性が高い区域（PL値が15以上）であると予測されている。

区分	液状化の程度と対応
PL=0	液状化危険度はかなり低い。
0<PL≤5	液状化危険度は低い。
5<PL≤15	液状化する可能性がある。
15<PL	液状化危険度が高い。



(ウ) 津波被害

地震発生後約28分で本町に津波が到達し、東浜、港、板良敷、当添の各区の一部で5～10mの津波浸水が想定される他、沖積低地のほとんどの範囲において2m以上の津波浸水が予測されている（町内の最大遡上高10.9m。町域面積の約38.8%が浸水する結果となっている）。



被害想定（沖縄本島南東沖地震 3 連動 M=9.0）

		単位	与那原町	南城市	西原町	南風原町	沖縄県全体
死傷者	死者数	人	355	1,032	345	4	11,340
	負傷者数	人	5,858	8,408	6,519	292	116,415
建物	全壊	棟	1,875	3,500	1,677	483	58,346
	半壊	棟	1,390	3,226	2,280	1,143	70,714
ライフライン被害 (発災直後)	上水道（断水人口）	人	17,431	39,372	34,762	34,886	775,977
	下水道（支障人口）	人	4,490	13,005	5,349	6,304	629,135
	電力（停電軒数）	軒	2,920	17,039	7,017	2,281	223,506
	通信施設（不通回線数）	回線	1,559	4,882	3,758	1,442	137,860
要救助者数	都市ガス（支障戸数）	戸	0	0	643	1	53,000
	地震	人	101	286	216	193	7,736
	津波	人	975	76	457	0	39,356
避難所内避難者数（発災1日後）		人	6,269	7,365	6,972	630	178,501

出典：〔平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）より抜粋〕



### (3) 不発弾等の爆発

大規模自然災害とは異なるが、本町においては国道建設の際に多くの不発弾が発見されている。

沖縄県内は、第二次世界大戦において激しい艦砲射撃、砲爆撃を受けたことに加え、熾烈な地上戦闘の場となり、今日でも多くの不発弾等が埋没されていると推定されている。

不発弾等は、発見される形態により区別されており、民間の住宅建設や公共工事等において偶然発見され、処理される発見弾と、住民等からの情報に基づき探査、発掘を行い処理される埋没弾に区別されるが、発見弾が大半を占めている。

これらの不発弾等は、地中等に埋没してから75年以上が経過しているものの、殺傷力や破壊力は全く変わりなく極めて危険であり、生命と生活を脅かすものとなっている。

過去には、昭和49年3月に那覇市小禄で発生した不発弾爆発事故により、死者4名、負傷者34名、家屋損壊81戸に及んだほか、平成21年1月には糸満市での不発弾爆発事故により重傷者が発生するなど、不発弾の危険性が再認識されている。

不発弾等からの安全確保については、不発弾等の発見や処理時の現地対策本部や避難場所の設置による関係機関等との連絡体制の強化や住民等の安全確保をはじめとする取り組みに加え、内閣府沖縄総合事務局はじめ県内16機関で構成される沖縄不発弾等対策協議会や県との連携による磁気探査等により、生命と生活を守る観点から様々な取り組みを継続していく必要がある。

## 第2章 地域強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標に地域強靱化を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

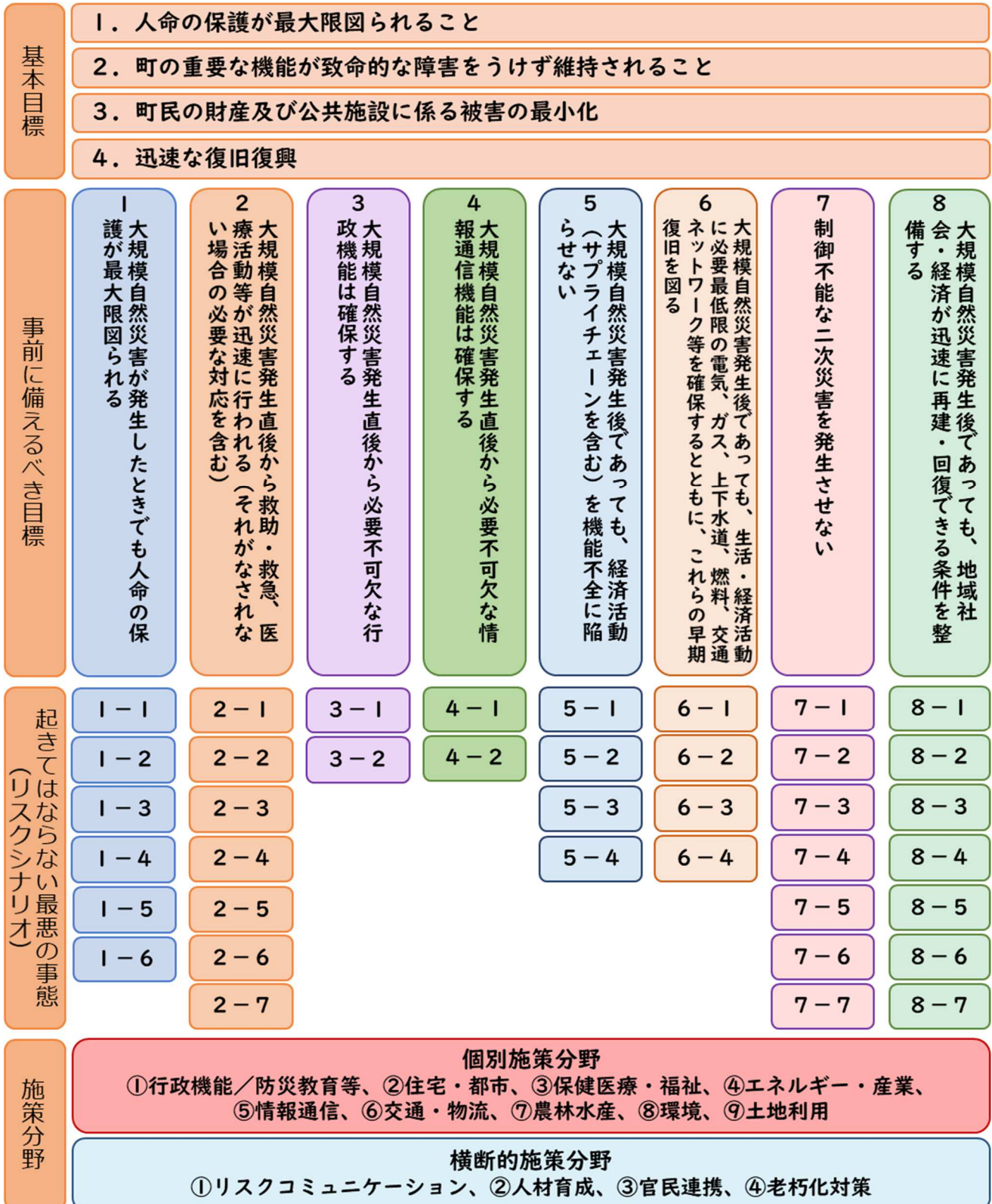
4つの基本目標を達成するため、以下の通り①～⑧の事前に備えるべき目標を定めます。

- ① 大規模自然災害は発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後か救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する

### 3 基本目標等の体系図

本計画における、「基本目標」や「事前に備えるべき目標」などの体系図について、以下のとおり図示します。

なお、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び「施策分野」については本計画第3章にて記します。



## 4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき施策を推進します。

### (1) 地域強靱化の基本姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう本質的な原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味し、取組にあたります。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちながら、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
- ③ 町内の特性を踏まえるとともに、周辺地域との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進し、持続可能な発展を可能にします。
- ④ 本町が本来持っている潜在力、回復力、適応力を強化します。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備します。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取組めます。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫を行います。

### (3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③ 施設等の効果的かつ効率的な維持管理に努めます。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子供、障害者、外国人、観光客等に十分配慮した施策の推進を図ります。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和および景観の維持に配慮した施策の推進に努めます。

## 第3章 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、脆弱性評価の結果に基づき本計画の施策を定めます。

### 1 評価の枠組み及び手順

#### (1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本町の社会特性、地域特性及び、災害リスクを踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

#### (2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、基本計画、県計画および本町の地域特性、災害リスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次頁の表のとおり、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
	1-5 大規模自然災害による停電でエアコン等の暑さ対策機能の使用不能で多数の死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、国道 329号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 町内外を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-2 津波による当添漁港等の船舶の打ち上げによる漁業操業の停止、沿岸市街地の建物倒壊、交通麻痺 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 有害物質の大規模拡散・流出 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 7-7 不発弾の爆発による複合被害の発生
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-7 基幹インフラの損壊、復旧の県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、以下の通り9の個別施策分野と4の横断的施策分野を設定しました。

	＜個別施策分野＞	＜横断的分野＞
①	行政機能/防災教育等	リスクコミュニケーション
②	住宅・都市	人材育成
③	保健医療・福祉	官民連携
④	エネルギー・産業	老朽化対策
⑤	情報通信	—
⑥	交通・物流	—
⑦	農林水産	—
⑧	環境	—
⑨	土地利用	—

### (4) 評価の実施手順

39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、本町で取り組まれている施策の中から、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題の分析・評価を実施しました。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理を行いました。

本町で取り組まれている施策については、「第5次与那原町総合計画」、「第2期与那原町総合戦略・人口ビジョン」、「与那原町地域防災計画」、「与那原町都市計画マスタープラン（一部改訂）」、「与那原町公共施設等総合管理計画」「与那原町地域総合交通戦略」などを参考に整理を行いました。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、施策については出来る限り重要行政指標を設定する事とし、当該指標については第5次与那原町総合計画と整合を図りました。

## 2 評価結果のポイント

評価結果は別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

#### (1) 多様な主体との連携が必要

本町の強靱化を推進していくためには、本町だけでなく、国や県、周辺自治体や住民、事業者と連携した取り組みが必要です。本町が目指す強靱化の姿について、他の主体と共有を図り、強靱化を推進する上での各々の役割や連携の在り方について検討を継続していく必要があります。

#### (2) 時間軸を意識した検討が必要

大規模自然災害は何時発生するかわからない一方で、地域が抱える脆弱性全てに対して十分な財源や人材を確保する事は難しいという現状があります。場当たりの対応に終始せず、本町の強靱化を進めて行くために、緊急性だけでなく長期的な視点もとりいれ、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対応の検討が必要です。

## 第4章 地域強靱化の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、施策分野ごとに次のとおり推進方針を示します。

施策推進にあたって、各施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標として重要業績指標を設定することとし、その数値目標には「第5次与那原町総合計画」の目標指標等を用いました。

また、複数の施策分野に関連する施策については、より関係が深い施策分野にのみ掲載し、可能な限り当該施策の再掲は避けることとしていますが、再掲する一部施策については、その旨を明示しています。



## 〈個別施策分野の推進方針〉

再掲する項目については●表示とします。

【】内は担当部署、（）内は該当するリスクシナリオをそれぞれ記載します。

個別施策分野 1	行政機能/防災教育等
<p>○与那原町地域防災計画の更新【生活環境安全課】（2-1、2-4、2-6、3-2、5-4、6-1）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む。</li></ul> <p>○備蓄の推進【生活環境安全課】（2-1、2-4）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模自然災害発生後の物流が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生させないため、上の森公園など町管理施設に防災倉庫等の整備に努め、平時から備蓄を進める。</li><li>・地震などによる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧を町人口の20分の1の3日分程度を目標に備蓄する。</li><li>・災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。</li></ul> <p>○治安の維持・安定【生活環境安全課】（3-1、8-4）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時においても町内の治安維持・安定が図られるよう、町内における犯罪発生や町民の被害を未然に防ぐため、平時から防犯カメラの設置や与那原警察署や与那原町防犯協会等と連携してパトロールなどに取り組む。</li></ul> <p>○行政施設の安全性確保【公共施設課、生活環境安全課】（3-2）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本町の防災拠点となる本庁舎は、令和2年度末までに建替工事が終了し完成予定である。その他、各行政施設に関しても、行政機能を維持するとともに、災害時には住民の安心・安全を守るため、防災拠点としての機能を発揮できる施設として整備を進める。</li></ul> <p>○ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（1-1、1-2、1-3、1-4）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知するよう努める。</li><li>・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。</li><li>・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に勤める。</li></ul>	

○不発弾対策の推進【生活環境安全課、県】（7-7）

- ・不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、その他関係期間等が協力体制を確立し、不発弾等調査、探査、発掘処理工事及び処理の安全かつ円滑な推進を図るとともに、町民に対して不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

○職員初動体制の確保【総務課、生活環境安全課】（3-2）

- ・災害発生後、職員が速やかに職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん各家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
- ・災害時において、災害対策本部要員の確保を図るため、災害対策本部長及び管理職等の連絡体制を確立し、常時呼び出し可能な体制を整える。
- ・予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、防災担当嘱託職員の配置又は庁舎警備委託業者等による24時間体制について強化を図る。
- ・勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することがないように、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

○災害用設備整備の推進【生活環境安全課、関係各課】（3-2）

- ・災害対策本部の機能維持及び職員の災害対応体制維持のため、災害対策本部施設の非常用電源等の設備の整備を推進する。
- ・町管理公共施設及び学校施設などの避難所機能維持のため、非常用電源等の設備の整備を推進する。

○災害対応マニュアル等の作成【生活環境安全課】（3-2）

- ・災害時に備え、手際よく災害対策本部を設置・運営できるよう、情報通信機能の設置方法や本部レイアウト等を含むマニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに適宜修正を行う。
- ・災害発生時には、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、平時から策定の手順や方法等を確認する。

○職員の災害対応能力の向上【全課】（3-2）

- ・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や公衆の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める。
- ・防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、計画的に防災訓練を実施する必要がある。訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

○外部有識者等との連携体制の構築【全課】（8-2）

- ・町は災害応急全般への対応力を高め、また早期の復旧・復興を可能とするため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。
- ・町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

○救出救助、消火用資器材の確保体制の充実【生活環境安全課】（2-3）

- ・災害発生時、救出用救助用資器材及び消火用資器材は極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、各家庭、事業所及び自主防災組単位での確保を柱とした整備を推進する。
- ・大地震における倒壊家屋からの救助に備え、地区ごとに救助用資器材を備蓄する。

○輸送手段の確保【生活環境安全課、総務課】（2-1、5-4）

- ・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。町有車両は、燃料確保対策も含め、災害後の運用計画を事前に作成する。
- ・災害時の車両不足に備え、沖縄県トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図る。

○受援体制の強化【生活環境安全課、関係各課、県】（3-2）

- ・大規模災害発生時、被害が甚大で本町及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求められるよう、平時から人的・物的協力等の具体的な手順等を明確にするとともに、市町村間の相互応援協力協定締結の推進、県内関係業界や民間団体との連携体制の充実、により応援体制の強化に努める。
- ・町は被害想定結果等をふまえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受け入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

○応援機関活動拠点の拡充【生活環境安全課】（2-3、3-2）

- ・町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があるため、町営施設を中心に活動拠点の候補地をあらかじめリストアップしておき、災害発生時に迅速に対処できるようにする。

○ボランティアの育成、受入れ体制の構築【生活環境安全課、関係各課】（3-2）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の四角又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点等の整備を促進する。また、ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、町、社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。
- ・町は、日本赤十字沖縄県支部及び県・町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

○業務継続計画の策定、更新【総務課、生活環境安全課】（3-2）

- ・町及び防災関係機関は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続が十分に行われるよう、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。
- ・実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等

の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等に努める。

○地籍情報等の整理【総務課、関係各課】（8-6）

- ・災害時においても各種データの取り扱いが可能となるよう、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面、不動産登記等、各種データの総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

○多様な消防水利の確保【生活環境安全課、東部消防本部】（1-1、7-1）

- ・災害発生による消火栓の損壊時を想定して耐震性防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- ・消防施設等について、災害時に備え、消防力の整備指針、消防水利の基準及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

○防災教育の推進【生活環境安全課、関係各課】（1-6）

- ・地域における防災・減災対応力の強化を図るため、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育において、災害の基礎知識（過去の災害教訓等を含む）や避難行動等について防災教育を徹底する。

○行政サービスの充実【総務課】（3-2）

- ・災害発生後においても充実した行政サービスの提供が図られるよう、役場窓口以外での証明書発行、開庁時間の延長や休日の開庁など、住民ニーズに対応した組織体制を検討する。また、多様なニーズに対応するために、広域で取り組むべき課題について関係機関と連携し検討する。

○文化財の保全【生涯学習振興課】（8-4、8-5）

- ・災害から文化財を保護するため、町内に残る史跡や聖クララ修道院などの歴史的資源については与那原町らしさを表す空間として保全・活用を図る。また、町内外の文化財について、住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図り、文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行う。

○消防力の強化【生活環境安全課、東部消防本部】（1-1、2-3）

- ・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める。

○火災予防対策の推進【生活環境安全課、東部消防本部】（1-1、7-1）

- ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知機の普及促進に取り組むとともに、女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組む。
- ・災害時に備え、学校、官公署、宿泊施設等の特殊対象物に対し消防用設備、避難設備等の重点的な査

察を実施する。

○防災体制の構築【生活環境安全課】（1-6）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、自主防災組織の育成や強化を図り、自らを守る『自助』、お互いに助けあう『共助』の意識を高める。
- ・町は関係機関との調整を行い、大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努める。
- ・町及び防災機関は、地域防災の核となる自主防災リーダーや消防団員候補者を養成するための研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。

○広域避難体制の構築【生活環境安全課】（2-7）

- ・大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、避難者の移転や受入れ実施要領の作成、一次滞在施設の選定と受入れ能力等の把握、総務省の全国避難者情報システムを利用する体制の整備、放送事業者と連携した避難者への情報伝達体制の構築等の事前措置の実施に努める。

○給水用資機材等の整備【生活環境安全課、上下水道課】（2-1）

- ・災害時（特に地震）においても給水機能が十分に確保されるよう、飲料水の備蓄に努めるとともに給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
住民との意見交換会の実施	外部有識者等との連携体制の構築	年1回	年1～2回
文化財講座の開催	文化財の保全	1回	1回
住宅用火災報知器の設置率	火災予防対策の推進	42.30%	47.30%
地震津波避難訓練への年間参加人数	防災教育の推進	4,650人	6,000人
備蓄食料の整備（累計）	備蓄の推進	5,040食	8,400食
防犯カメラの整備（累計）	治安の維持・安定	32基	63基
防犯カメラ設置計画策定		未策定	策定

個別施策分野2	住宅・都市
○空き家対策の推進【生活環境安全課】（7-1）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時に空家の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、適切な管理・活用の推進や除却を行う。</li> </ul>	
○避難所、避難路等の拡充【生活環境安全課、まちづくり課】（1-1、1-2、1-3）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し、避難場所や避難所、避難路の確保・整備を進める。また、それらの確保・整備を行う際には、周辺機能（バリアフリー設備の確</li> </ul>	

保や沿道の不燃化等)の整備も併せて検討する。

- ・避難路の機能を最大限活用するため、平時から草刈りや雑草対策を行い、安全性向上を維持する。

○橋梁の適切な維持・管理【まちづくり課】(2-5、5-1、6-4)

- ・地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、「道路橋定期点検要領」に基づいて行う5年に1回の定期点検及び日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、健全度に応じて修繕や架け替えを実施する。なお、日常的な点検(パトロール)は町職員にて実施し、橋梁の安全性や平坦性を確認すると共に点検費用の削減を図り、異常がある場合は早期に対応する。

○道路の適切な維持・管理【まちづくり課】(2-5、5-1、6-4)

- ・災害時に人的被害や通行障害を起こさないよう、今後、「道路施設長寿命化修繕計画(仮称)」を作成し、既存道路は使用状況等を踏まえながら、計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、予算の平準化や利用者の安全確保に努めるとともに、将来に向けて長期的に利用できるよう管理していく。
- ・側溝などの排水能力不足による道路冠水を防ぎ、人的被害や通行被害を起こさないように適切な道路整備を推進する。

○公園の適正管理【まちづくり課】(7-1、8-1)

- ・災害後も住民の公園施設利用が図られるよう、適正な公園面積を確保するため、与原公園の区域拡大や新しい公園などの整備を推進する。
- ・災害後も地域の活性化が図られ、平時から賑わいを創出するため公園施設内へ民間活用も見据えた公共還元型収益施設を検討する。また、経年劣化等により老朽化した公園の改修に取り組むなど、賑わいのある魅力的な公園施設の整備に努める。
- ・街区公園、近隣公園についても適正な維持管理に努めるとともに、災害後においても地域の賑わい創出のため施設の利活用促進を図る。
- ・災害後、地域住民の拠り所として、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい公園にするためバリアフリー化を推進する。また、災害後、防災拠点での利用を想定し、太陽光発電や蓄電池機能を有した照明及びかまどベンチなど災害対策となる施設整備を推進する。

○公営住宅の適正管理【公共施設課】(1-1)

- ・建物倒壊等による人的被害発生を防ぐため、与那原町営住宅長寿命化計画を踏まえ、点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努める。施設の更新にあたっては、県営住宅等も含めた町内の公的賃貸住宅保全の供給量や配置状況も踏まえて検討する。

○学校施設の適正管理【公共施設課、関係各課】(2-7)

- ・災害時の人的被害発生を防ぐため、与那原町学校施設長寿命化計画を踏まえ、計画保全・予防保全を行い、長期的な施設利用に努める。また、小学校・中学校における児童・生徒数の増減に対しては、中長期的な視点から対応を検討し、今後予定されている35人学級への対応等を含めた教育環境の充

実に努める。

- ・学校施設が地域の避難所等の防災拠点として機能するために、無線設備の整備、調理場機能の強化、保健室の緊急医療機能（応急処理）の強化、シャワー室の整備等、必要な対策を講じる。

○液状化対策の推進【まちづくり課、関係各課】（8-3）

- ・東浜地区をはじめ本町の沿岸部は地震に伴う液状化の危険性が高いことから、防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策実施に努める。
- ・液状化被害の可能性のある地盤情報やそれらへの技術的な対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

○災害警戒体制の構築【生活環境安全課、まちづくり課】（1-6）

- ・土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに情報伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定める。
- ・高潮災害に関して、過去の災害履歴を踏まえた避難勧告・指示対象区域を設定し、高潮避難計画を検討する。
- ・災害発生時、各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

○海岸保全事業の推進【まちづくり課、県】（1-2）

- ・県に、従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進するよう要請する。
- ・県に、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮し適切に維持管理するよう要請する。

○狭隘道路の改善【まちづくり課】（1-1、7-1）

- ・既成市街地や市街地拡大検討地区において狭あい道路が分布する区域も見られることから、災害に備えた安全性の高い市街地形成を図るため、新規の拡幅道路や地区計画等の都市計画事業の活用により避難や消防活動に資する道路や広場等の確保を検討するなど、計画的な土地利用に努める。
- ・右折車線の未設置や通行に支障をきたす変則的な交差点を改良し、災害時の迅速な避難誘導や安全性を確保する。

○町内住宅等の耐震化の促進【まちづくり課、公共施設課】（1-1）

- ・建物倒壊による人的被害発生を防ぐため、町は「与那原町耐震改修促進計画」により、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、計画的な耐震化に努める。併せて、建築物における天井脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策の促進に努める。

○公共施設の耐風性の向上【公共施設課、関係各課】（2-3、2-7、3-2）

・町・県・消防・警察等の施設は、台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める。特に体育館や公民館等、避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の対策を優先的に行う。

○公共施設の耐火性能の維持【公共施設課】（1-1、2-3、2-7、3-2）

・公共建築物については、大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から、耐火性能の向上に努める必要がある。引き続き定期的な点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

○ブロック塀対策の推進【まちづくり課、関係各課】（1-1、7-1）

・災害時のブロック塀等の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防止するため、定期的を実施している地域環境・危険箇所点検活動や通学路安全点検活動等を通して、屋外重量転倒危険物に関する情報収集・把握に努め、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。また、建築物防災週間期間中に、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法等の普及活動を行う。

・地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、通学路、避難路および緊急輸送道路の沿道及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に調査する。

○屋外看板等の安全性確保【生活環境安全課、まちづくり課】（7-1）

・屋外看板、シャッター、トタン屋根及びその他の広告物等、災害時において被害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件については、事前の把握に努め、定期及び台風前に調査し、危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改修若しくは撤去するよう指示勧告し履行させる。

○建築物の不燃化促進【まちづくり課】（1-1、7-1）

・地震火災の危険度が高い地区を重点とするほか、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においても防火地域又は準防火地域に指定し、災害時に被害が拡大しないよう建築物の不燃化を促進する。

○津波避難ビル等の整備【生活環境安全課】（1-2）

・災害時に迅速な避難が可能となるよう、津波による危険が予想される地域については、避難距離の長い避難ルートの見直し、避難ルート・避難場所の案内板（観光客や外国人等にもわかりやすい避難誘導サイン）の設置、津波避難ビル、津波避難場所の指定・整備等を図る。

・災害時に迅速な避難が可能となるよう、地域住民への津波浸水予測区域の周知等による津波警戒に関する啓発や避難場所案内板の整備、津波避難ビルなどの津波避難施設の確保に努め、災害時に開ける地域住民や観光客などの避難誘導策の強化を図る。

○自治会拠点施設の整備【総務課、生涯学習振興課】（8-4）

・災害時や災害発生後であっても地域の交流が保たれるよう、地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向け支援する。



○市街地の整備【まちづくり課】（1-1、1-3、7-1）

- ・災害に対して安全な都市形成を図るため、都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある市街地の形成を図る。また、土地の有効活用を図り、都市計画事業等の活用により市街地再開発に向けた取り組みを推進する。

○都市計画マスタープランの推進【まちづくり課】（1-1、1-2、1-3、1-4）

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するため、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進するとともに、地域特性を活かした土地利用の検討を図る。

○緑のあるまちなみ形成【まちづくり課】（7-1）

- ・市街地での延焼防止対策として、街路樹など緑地空間の整備を進める。また、平時から街路樹などの草刈りや剪定を行い、市街地での延焼防止対策の強化に努める。

○住宅施設の保全【公共施設課、まちづくり課】（1-1）

- ・建物倒壊による人的被害発生を防ぐため、定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努める。
- ・住宅リフォーム制度などを活用し、災害時に備え要配慮者の避難が迅速に行えるよう、バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進する。

○与那原町創生総合戦略人口ビジョンの推進【全課】（8-4）

- ・今後の少子高齢化等の時代にあっても、人が集い、安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組むため、「与那原町創生総合戦略人口ビジョン」を推進する。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
市街地再開発などの計画件数	市街地の整備	0件	1件 (2019～2023年度)
橋梁長寿命化計画に基づく補修や架け替えの件数	橋梁の適切な維持・管理	0件	4件
機能性の高い都市計画の見直し件数	都市計画マスタープランの推進	0件	1件
町民一人当たりの公園面積	公園の適正管理	4.98㎡/人 (2015年度)	5.80㎡/人
公営住宅長寿命化計画の策定	公営住宅の適正管理	未策定	策定
津波避難困難地域の解消	津波避難ビル等の整備	16ha	0ha

## ○健康寿命の増進【健康保険課】（2-7）

- ・大規模自然災害発生後の長期の避難生活においても、体調を崩す高齢者を減らすため、平時より町民の健康寿命の延伸や高齢者生きがいをもって生活できる町づくりを進める。

## ○子育て環境の整備【子育て支援課、関係各課】（8-4）

- ・保育環境基盤の機能維持・強化として、保育施設の耐震化対策、老朽化対策などに取り組む。また、災害発生後であっても、子育て環境が整うように、「与那原町子ども子育て支援計画」に基づいた子育て支援に取り組む。
- ・災害後であっても、まちの未来を担う児童生徒がより良い学校生活を送れるよう、地域や家庭と連携して教育環境の充実やきめ細やかな支援に取り組み、確かな学力を身につけた人材育成に努める。

## ○高齢者支援の推進【福祉課、観光商工課】（2-7）

- ・増加傾向にある認知症に関する知識の普及を図るとともに、地域や認知症サポーターなどによる見守り体制を推進し、災害時においても認知症高齢者などを支える仕組みづくりに取り組む。
- ・高齢者の生き生きとした生活を支えるために、平時から就労による生きがいづくりや経済的自立を図るとともに、災害時においても支援が必要な高齢者に対して適切なサービス提供が行えるよう地域で高齢者を支える各種取り組みに努め、すべての高齢者が充実した生活を送れるよう支援の拡充を図る。

## ○スポーツ・レクリエーション施設の機能の向上【公共施設課、関係各課】（7-6）

- ・与那原町観光交流施設は災害発生時に対応の拠点となることを踏まえ、機能の充実維持に努める。また、施設の不具合により利用者の安全が損なわれないよう、予防保全による計画的な改修等を実施し、安全・安心の確保に努める。

## ○緊急医療体制の充実【健康保険課】（2-5）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、傷病者及び医療スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医療品等の搬送体制の確保に努める。
- ・大きな地震による多数の負傷者発生、さらにライフラインの停止等による医療機関の機能麻痺に備え、災害に強い施設・設備の整備ならびに医療資源の有効活用を図るため、県等の関係機関、医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。
- ・災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、医薬品及び衛生材料の備蓄を確保する。

## ○要配慮者対応の推進【生活環境安全課、福祉課】（1-6）

- ・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へ発災時に適切な支援を行うため、平時から要配慮者の把握に努めるとともに、支援体制の整備に努める。

## ○学校教育施設の充実【学校教育課】（1-1、2-7）

- ・学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、災害時における食料供給の確保のため、耐震基

準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進する。

- ・災害時の人的被害発生を防ぐため、安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の建替時期を検討する。

○地域活動の活性化【学校教育課、生涯学習振興課】（8-4）

- ・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、PTA活動を活性化させる。
- ・公民館などで、地域の方々による子ども寺子屋等を開催し、避難について学びの場をもつなどして子ども達を見守りながら地域の方々と子ども達の交流による地域活動の活性化を図る。

○スポーツ環境の整備【生涯学習振興課】（8-4）

- ・住民の体力の維持・向上及び住民同士の連携の維持・強化を図り、災害に備えた住民の体力作りと地域防災力の強化のため、学校体育施設の一般開放と社会体育施設においてスポーツ活動の活性化のための施設環境整備の充実を図る。

○子どもの居場所づくり【子育て支援課】（8-4）

- ・放課後を安全安心に過ごせる児童館の機能維持・強化として、児童館の耐震化対策、老朽化対策などに取り組む。また、災害発生後であっても、児童館を必要とする児童が安心して利用できるような環境づくりに取り組む。

○地域福祉の構築【福祉課】（2-7、8-4）

- ・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める。
- ・発災後の介護支援体制においても柔軟な対応が可能となるよう、心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進する。

○障がい者（児）福祉の構築【福祉課】（2-7、8-4）

- ・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、公共公益施設や商業施設など不特定多数の人々が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、障がいのある人に対する理解を促す等、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む。

○高齢者の生きがいづくり【福祉課】（8-4）

- ・地域で高齢者が生き生きと暮らし、災害時においても自信の力で迅速な避難が可能となるよう、ミニデイの継続や老人クラブの取り組み強化に努めるとともに。幅広い世代と交流できるような機会や環境を整備する等、高齢者の生きがいづくりに努める。

○教育関連施設地区の整備【生活環境安全課、関係各課】（8-6）

・災害対応や復旧・復興期において大学等の専門機関と連携するため、平時から連携体制の構築に努める。

○新たな交流拠点の整備【公共施設課、関係各課】（8-4）

・地域コミュニティの維持・強化及び共助による地域の防災・減災対応力の強化のための有効活用を図りながら、障がい者や高齢者及び子育て世帯に配慮した複合施設（子育て支援センターや保健センター）の一体的な整備を推進する。

○感染症対策【健康保険課】（2-6）

・感染症発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、町民へ感染防止対策の周知、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化を行う。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
学校耐力度調査実施数	学校教育施設の充実	0校	1校
子ども寺子屋の開催	地域活動の活性化	8支部	13支部（全支部）
子ども寺子屋への地域の方の参加		2支部	4支部
体育施設の年間利用者数	スポーツ環境の整備	延べ90,834人	100,000人
子どもが安心・安全に過ごせる居場所の設置	子どもの居場所づくり	13カ所	16カ所
民生委員・児童委員充足率	地域福祉の構築	87.90%	94.00%
交流センターひざし登録者数	障がい者（児）福祉の構築	36名	39名
通所系サービス受給者数（年計）【就労系や生活介護受給者など】		295名	403名
障がい相談支援者数（年計）		115名	145名
介護予防事業参加者数	高齢者の生きがいづくり	5,385名	6,000名
認知症サポーター養成講座受講者数	高齢者支援の促進	85名	420名
新庁舎、複合施設（町民ホールと保健センター）の一体的な整備	新たな交流拠点の構築	0件	1件

個別施策分野4

エネルギー・産業

○危険物を所有する事業者への指導等の推進【生活環境安全課、国、県】（7-4）

・危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、県、その他防災関係機関と連携して、事業所における地震を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

- ・地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携して、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

○ガス供給設備の耐震化推進【生活環境安全課、エネルギー供給会社】（5-2、6-1）

- ・高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県、沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化や各種法律に規定された基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。
- ・地震対策として、ガス供給及び消費施設の耐震化の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、安全機器の普及等を推進する。

○電力安定供給体制の構築【生活環境安全課、電力会社】（1-5、5-2、6-1）

- ・町は沖縄電力(株)に対し、各種災害の危険性を考慮して、電力施設（発電設備、送配電設備、変電設備等）の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給が可能となる施設や体制等の整備を促し、沖縄電力(株)はそれを計画的に進める。
- ・地域資源エネルギーやクリーンエネルギー及び自律分散型エネルギーシステム等を活用した電力の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

○企業BCP作成等の補助【生活環境安全課、観光商工課】（5-1、5-3）

- ・各事業者は、災害時における企業の果たす役割（職員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP、Business Continuity Plan）を策定・運用するよう努める。県及び町は、事業者の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。

○伝統工業の振興【観光商工課、まちづくり課】（8-5）

- ・災害後も地域の伝統産業を維持・強化するため、上与那原区のヤチムン工場が集積する地区は、本町の伝統産業の育成を図る工業地区として位置づけ、産業活動の充実や維持・活用を図る。
- ・災害後も地域文化の維持・強化を図る必要があり、伝統ある窯業を絶やさぬように、平時から技術の継承等の育成に取り組むとともに、沖縄赤瓦使用奨励金を活用し、民間の建物などへのヤチムン使用を奨励する。また、公共施設へも積極的に活用し、特色あるまち並みの形成を図る。

○観光振興【観光商工課、企画政策課】（5-1、8-4）

- ・観光産業は外貨の獲得が可能である等、災害後の地域経済復興に資する産業である。そのため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取り組み等、計画的な観光振興に取り組む。また、国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組む。

○雇用の整備【観光商工課】（8-2）

- ・災害後も地域産業の保全や地域経済の確保が図られるよう、平時から商工会や町内事業者と協力して求職者への情報提供など求人募集に努めるとともに、ハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消に向けて取り組む。また、町内事業者の大半を占める小規模事業者の振興を図り、働く場の確保に努める。

○就業意識の向上【観光商工課、学校教育課】（8-2）

- ・災害後の地域発展を担う人材を育成するため、町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努める。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
沖縄赤瓦使用奨励金交付件数（5年間累計）	伝統工芸の振興	3件 （2014～2018年度）	15件 （2019～2023年度）
観光メニューの創出（5年間累計）	観光振興	0件 （2014～2018年度）	5件 （2019～2023年度）
求人情報展覧会の開催	雇用の整備	1回	1回以上

個別施策分野5

情報通信

○教育機関へのICT機器の導入【学校教育課】（4-2）

- ・避難施設への災害情報の伝達や情報収集を容易にするため、災害時に避難先となる教育施設へICT機器やその利用環境の整備を進める。また、平時においては、それら機能を活かした教育が図られるよう、学校教育情報化推進計画を策定し、教職員の資質の向上に取り組む。

○災害情報の広報体制の構築【生活環境安全課】（4-2）

- ・被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急に関する情報（応急進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティア募集等）を町内外に的確に発信するため、プレスルームの整備を進めるとともに、報道機関を通じての広報に関する意見交換会等の場を早急に整える。
- ・災害時に備え、防災行政無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備を進める。

○災害情報伝達手段の確保・拡充【総務課、生活環境安全課、県】（4-1）

- ・被害情報や災害情報を迅速に収集・伝達するために、情報の伝達手段について検討するとともに、既存の通信インフラ、連絡網が十分に機能しない想定にたった対応方法の検討についても進める。

○津波情報伝達体制の整備【生活環境安全課、県】（1-2）

- ・津波の発生が確認された際に、迅速な避難行動の呼びかけが可能となるように、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、危険予想区域住民に対する迅速な情報伝達体制の確保（自動伝達システムの導入、効果的な伝達内容等の事前準備、伝達手段の多重化・多様化等）に努める。

○通信施設の災害予防体制の構築【総務課、生活環境安全課、通信事業者】（4-2）

- ・県や通信事業者（NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）、その他関係機関と連携して、各種災害の危険性を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。
- ・災害時における通信設備及び放送設備の優先利用手続き等について、県、関係機関と事前に調整を進める。

○町内情報の発信・共有【総務課、関係各課】（7-6）

- ・SNSを利用した新たな情報通信技術を活用した広報手段の拡充等、災害時や災害発生後であっても、住民が行政情報を得やすい環境を構築する。平時においては、観光情報や伝統行事などを積極的に発信し、町内外に広く「与那原」をPRする。
- ・災害時や災害発生後において適切な情報伝達が図られるよう、メディアリテラシー（情報を受け取る力）の育成に努める。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
SNSの活用	町内情報の発信・共有	フェイスブックの試験運用	フェイスブックの公式アカウント開設
全国学力調査平均正答率の全国との差の縮小	教育機関へのICT機器の導入	小学校 -3.7 中学校 -3.2	小学校 +1.0 中学校 -1.0

個別施策分野6

交通・物流

○道路ネットワークの整備【まちづくり課、企画政策課】（5-1）

- ・災害時の迅速な救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動を図るの必要があり、与那原交差点における慢性的な交通渋滞の緩和や大型MICE施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体の関係機関との調整や協議などを通じて国道与那原バイパスや県道糸満与那原線バイパス等の広域道路ネットワークの推進を図る。

○公共交通機関の充実【企画政策課】（6-4）

- ・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む。

○交通安全の推進【生活環境安全課】（7-3）

- ・災害時における町内での大規模交通事故の発生が抑制されるよう、平時より交通事故から町民を守るため、与那原警察署や与那原地区交通安全協会等と連携して交通ルール、マナーの向上に取り組むとともに、交通安全施設の設置や修繕などの交通安全対策を推進し、通学路の安全確保や交通事故発生抑制に努める。

○緊急時輸送ネットワークの形成【まちづくり課、関係各課】（2-1、2-5）

- ・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する。また、迅速に道路被災状況等の把握体制および緊急輸送道路を早期に啓開するため、道路施設に関する情報収集及び伝達体制について関係機関に事前に確認しておく。
- ・輸送を効率的に行うため、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を被災地外に選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備を推進する。
- ・災害時に円滑な物資輸送等が図られるよう、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）について検討し、必要な体制等の整備を推進する。

○道路啓かい体制の構築【まちづくり課、生活環境安全課】（8-2、8-7）

- ・「災害時における応急対策に関する協定書」に基づき、道路の被災等により通行障害が発生した場合においても、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう与那原町商工会建設工業部会等と相互に連携し、応急復旧に必要な人員確保、緊急連絡体制、道路啓開用資機材確保の体制について、あらかじめ応急復旧要請を作成し、定期的に点検する。

○港湾・漁港整備の推進【まちづくり課、生活環境安全課、県】（5-1、7-2）

- ・港湾、漁港は管理区分によって県又は町が、それぞれ地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するため、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努める。また、災害発生後においても、海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する。
- ・災害時の救命救急活動や物資輸送等の体制確保のため、与那原マリーナと連携したバース等の可能性について検討する。

○道路環境の整備【まちづくり課、企画政策課】（1-1、1-2、1-3）

- ・災害時には迅速な避難行動が図られ、平時には歩行者や自転車利用者の利便性ならびにユニバーサルデザインによる安全性が確保された、快適な道路環境を整備する。今後新たに整備する道路においても自転車専用通行帯や自転車歩行者道を確保するなど歩行者ならびに自転車ネットワークの形成を図るとともに、レクリエーション的利用として自転車道路の活用を促進する。
- ・災害時の迅速な避難や円滑な物資輸送等が図られるよう、国道331号や国道329号の緊急輸送道路から町災害対策本部や指定避難所がある施設へと繋がる町道森下1号線や町道与那原嶺井線を拡幅・無電柱化し、避難者の迅速な避難や安全性を確保するとともに円滑な復旧復興活動を推進する。

○交通関連計画の推進【企画政策課】（5-1、6-4、7-1）

- ・災害に強い持続可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町地域総合交通戦略」の推進を図る。

◇成果指標



指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
町道の新規事業採択路線の件数	道路ネットワークの整備	0件	2件
公共交通空白地域に居住する人口の割合	公共交通機関の充実	13.00%	7.00%
交通渋滞を問題と考える町民の割合減少		72.10%（2016年度）	50.00%
人口1万人当たりの交通事故発生件数（5年間平均）	交通安全の推進	85件 （2013～2017年度）	84件以下 （2019～2023年度）

個別施策分野7	農林水産
<p>○農作物の風水害予防に関する知識の普及・啓発【まちづくり課】（7-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農作物の風水害予防については、防風網の整備、病害虫の防除、かんがい・排水施設の整備を重点として平時から沖縄県農業協同組合と連携しながら農家に助言する。</li> </ul> <p>○林野火災対策の推進【生活環境安全課、まちづくり課、東部消防本部】（7-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携して、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図る。</li> <li>林野火災対策を図るうえで、適正な火入れ（消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等）、特に強風、乾燥時における火気取扱い（危険な気象状況下での火入れ中止等）、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。</li> </ul> <p>○農業振興【まちづくり課】（7-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時でも安定した食料供給が可能となるように、新規就農者の確保や担い手の育成等、平時から継続的な農業振興に取り組むとともに、沖縄県農業協同組合と連携した地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進を図る。さらに、民間貸金や補助制度の活用により農業の6次産業化支援や農作物ブランド化に取り組む。また、農地の受け渡しや集積を行うことで利用促進を図る。</li> </ul> <p>○漁業の推進【まちづくり課】（5-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時でも安定した食料供給が可能となるように、つくり育てる漁業の推進による人材育成と後継者確保を支援し、安定した漁業経営を図る。</li> <li>災害時でも安定した食料提供が可能となるようにソデイカやひじき等の水産業の活性化など、水産資源を使った特産品の新メニュー開発やブランド化など消費者拡大への取り組みに努めるとともに、町魚であるヨナバルマジクの知名度向上などへの取り組みを推進する。また、稚魚の放流に取り組み、水産資源の確保に努める。</li> </ul>	

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
遊休農地を抑制し、農用地を増加させるための農地マッチング件数	農業振興	0件（2017年度）	5件

個別施策分野 8	環境
<p>○公共下水道の整備推進【上下水道課】（1-3、6-3、8-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や大雨洪水警報等による浸水被害を防ぐため、公共下水道の整備拡大や既存住宅の浄化槽から下水道への移管に努め、接続率の向上を図るとともに浸水被害時の浄化槽からの水質汚染の軽減を図る。</li> </ul>	
<p>○上水道の整備推進【上下水道課】（6-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震や台風等の災害発生時においても、適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める。</li> <li>・災害時においても安定した給水が可能となるよう、水道情報施設管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行う。また、非常時においては適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整える。</li> </ul>	
<p>○循環型社会の整備【生活環境安全課】（8-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時には大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、処理機能を向上させるとともに、平時から廃棄物量をへらす循環型社会の構築を図る。</li> </ul>	

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
管路耐震化	上水道の整備促進	8.50%（2017年度）	12.00%
計画面積に対する整備率（下水道）	公共下水道の整備促進	74.70%（2017年度）	80.00%
町民1人1日あたりのごみ排出量	循環型社会の整備	768g（人/日） （2017年度）	700g（人/日）

個別施策分野 9	土地利用
<p>○土砂災害対策の推進【まちづくり課、生活環境安全課、県】（1-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防ダムや治山ダムの築造、急傾斜地のり面保護工（構造物工）等の土木的対策について、土地条件に応じた整備を県に要請し、土砂災害対策の推進に努める。</li> <li>・地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、土砂流出危険箇所、がけ崩れ危険箇所の危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。</li> </ul>	
<p>○河川改修等の推進【まちづくり課】（1-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年増加する災害から町民の人名や財産を守るため、平時から町内河川の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡察する。なお、危険箇所の改修については危険度に応じて優先順位を付け計画的に実施する。</li> </ul>	

○水路の活用【まちづくり課、観光商工課】（1-3、8-3）

- ・既存市街地と東浜区の水路について、災害時には市街地の浸水被害防止を図るとともに、平時にはウォーターフロントの特性を活かせるよう水質改善に努め、地域住民の利用に加えて観光振興にも資する潤いある親水空間となるよう、遊歩道等の整備及び災害時でも利用可能な太陽光発電や蓄電池機能を有した照明整備を推進する。

○安定した土地利用の確保【企画政策課】（8-5）

- ・本町の自然的や社会的、経済的や文化的条件などに配慮した将来土地利用の方針を実現するため、与那原町国土利用計画に基づき地域特性を活かした土地利用を推進するとともに、災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討する。

○森林資源の保全・活用【まちづくり課】（7-5）

- ・土砂災害による被害発生の防止に努めるとともに、森林環境譲与税等の活用で運玉森や雨乞い森などの森林資源の保全と活用を推進する。

○消防防災ヘリコプター等の整備検討【生活環境安全課、県】（2-2、2-5、7-1）

- ・大規模災害発生時、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高いことから、県と連携して、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について検討する。
- ・孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。
- ・災害時の救命救急活動対応の強化のため、負傷者の緊急輸送等についてヘリポートの設置の検討を行う。

○自然緑地の保全【まちづくり課】（7-5）

- ・災害による被害の防止や軽減のため、与原区においては、大型MICE施設支援地区の整備を進めていく際には自然緑地との調和に配慮する。また、江口区や板良敷区等に広がる自然緑地は保全を基本に、潤いある町土の形成に資するものとする。
- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するにあたり、大見武区、上与那原区等の市街地拡大検討地区は、市街化の動向を踏まえ、都市的土地利用のあり方や計画的な市街地整備について地区計画等を活用するとともに、新たな市街地整備の際には自然緑地の保全に配慮する。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
水路・海岸沿いの遊歩道整備率	水路の活用	85.00%	100.00%

## 〈横断的分野の推進方針〉

再掲する項目については●表示とします。

【】内は担当部署、（）内は該当するリスクシナリオをそれぞれ記載します。

横断的分野 1	リスクコミュニケーション
<p>○地域コミュニティの強化【総務課、生涯学習振興課】（8-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後も地域住民同士のつながりを維持し、住民が一体となった早期の復旧復興を実現するため、平時から地域活動等を促進し、地域コミュニティの強化を図る。</li> </ul> <p>○多言語対応の促進【観光商工課、生活環境安全課】（1-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時には、外国人観光客においても避難等の迅速な対応が求められる。ついては、在住外国人や外国人観光客等へ適切な情報提供を行い、大規模自然災害発生時にも人的被害等の発生が抑制されるように、多言語対応の推進を図る。</li> </ul> <p>○防災情報の周知【生活環境安全課】（1-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時の適切な避難行動を可能にするため、町民や来訪者へ向け、避難場所や避難所への避難路案内板の整備及び周知を図り、情報発信を行う。</li> </ul> <p>○消防団等の充実・強化【生活環境安全課、東部消防本部】（2-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災・減災対応力の強化のため、消防団員確保に向けた取り組みを支援するとともに、消防教育の実施により消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図る。また、地域住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。</li> </ul> <p>○来訪者に対する防災・減災【生活環境安全課】（1-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に迅速な避難が可能となるよう、高層建物所有者の協力のもと津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努める。</li> <li>・観光防災の観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保と多言語による誘導サインの整備や情報発信に取り組む。</li> </ul> <p>●治安の維持・安定【生活環境安全課】（3-1、8-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても町内の治安維持・安定が図られるよう、町内における犯罪発生や町民の被害を未然に防ぐため、平時から防犯カメラの設置や与那原警察署や与那原町防犯協会等と連携してパトロールなどに取り組む。</li> </ul> <p>●ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（1-1、1-2、1-3、1-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知するよう努める。</li> <li>・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防</li> </ul>	

災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。

- ・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に努める。

●危険物を所有する事業者への指導等の推進【生活環境安全課、国、県】（7-4）

- ・危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、県、その他防災関係機関と連携して、事業所における地震を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。
- ・地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携して、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

●不発弾対策の推進【生活環境安全課、県】（7-7）

- ・不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、その他関係機関等が協力体制を確立し、不発弾等調査、探査、発掘処理工事及び処理の安全かつ円滑な推進を図るとともに、町民に対して不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

●火災予防対策の推進【生活環境安全課、東部消防本部】（1-1、7-1）

- ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知機の普及促進に取り組むとともに、女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組む。
- ・災害時に備え、学校、官公署、宿泊施設等の特殊対象物に対し消防用設備、避難設備等の重点的な査察を実施する。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
自治会への各種交付金助成件数	地域コミュニティの強化	14件（2016～2018年度平均）	18件
住宅用火災報知器の設置率 (再掲)	火災予防対策の推進	42.30%	47.30%
救命講習受講者数（累計）	消防団等の充実・強化	延べ3,848人	延べ6,150人
津波避難困難地域の解消 (再掲)	津波避難ビル等の整備	16ha	0 ha
防犯カメラの整備（累計） (再掲)	治安の維持・安定	32基	63基
防犯カメラ設置計画策定 (再掲)		未策定	策定

## ○地域資源の保全と活用【生涯学習振興課、観光商工課】（8-5）

- ・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、まちの歴史・伝統を学習する機会や多世代が交流する機会を増やすとともに、町内各種団体の主体的な活動への支援を通して、まちへの愛着向上や地域の絆を深め地域コミュニティの活性化を図る。
- ・災害後も地域資源が損なわれないよう、与那原大綱曳や「東御廻り」にまつわる歴史文化資源、景観的にも貴重な聖クララ修道院など、これら地域資源の保全と活用を図り、町の発展につなげていく。

## ○協働によるまちづくり【総務課、関係各課】（8-2）

- ・住民が主体性を持ってまちづくりに関わり、災害後においても協働による復旧・復興が可能となるよう、平時からまちづくり情報の積極的な発信、シンポジウムや勉強会等の開催、住民参加によるまちづくり活動への支援等に努める。さらに、これらへの参加の機会を通して、地域の中心となる人材の掘り起こしや育成を図る。
- ・地域における防災・減災対応力の強化を図るため、本町を生産や活動の場とする事業者には、まちづくりを担う地域社会の一員としての役割が求められる。自らの企業活動の維持・発展を通じて、地域住民との協力のもとにまちづくりに積極的な参加を促進する。

## ○伝統文化の継承・発展【生涯学習振興課】（8-5）

- ・災害により町民文化の継承が途絶しないように、町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、生涯学習振興大会などを通して、文化に対する町民意識の向上を図る。また、地域コミュニティの維持・強化のため、子ども達に地域の伝統行事や与那原大綱曳への積極的な参加を促す。
- ・災害発生後においても地域の文化が途絶しないように、沖縄の伝統的な言葉である「島くとうば」の継承に努める。

## ●職員の災害対応能力の向上【全課】（3-2）

- ・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や公衆の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める。
- ・防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、計画的に防災訓練を実施する必要がある。訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

## ●ボランティアの育成、受入れ体制の構築【生活環境安全課、関係各課】（3-2）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点等の整備を促進する。また、ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、町、社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

- ・町は、日本赤十字沖縄県支部及び県・町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

●消防団等の充実・強化【生活環境安全課、東部消防本部】（2-3）

- ・地域の防災・減災対応力の強化のため、消防団員確保に向けた取り組みを支援するとともに、消防教育の実施により消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図る。また、地域住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。

●防災体制の構築【生活環境安全課】（1-6）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、自主防災組織の育成や強化を図り、自らを守る『自助』、お互いに助けあう『共助』の意識を高める。
- ・町は関係機関との調整を行い、大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努める。
- ・町及び防災機関は、地域防災の核となる自主防災リーダーや消防団員候補者を養成するための研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
救命講習受講者数（累計） （再掲）	消防団等の充実・強化	延べ3,848人	延べ6,150人
地震津波避難訓練への年間参加人数（再掲）	防災教育の推進	4,650人	6,000人
関係機関を含めた勉強会の実施	協働によるまちづくり	0回	1～3回
与那原大綱曳への小中学生の参加率	伝統文化の継承・発展	未掌握	50.00%

横断的分野3	官民連携
<p>●公共交通機関の充実【企画政策課】（6-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む。</li> </ul>	
<p>●外部有識者等との連携体制の構築【全課】（8-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は災害応急全般への対応力を高め、また早期の復旧・復興を可能とするため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。</li> <li>・町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。</li> </ul>	
<p>●輸送手段の確保【生活環境安全課、総務課】（2-1、5-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。町有車両は、燃料確保対策も含め、災害後の運用計画を事前に作成する。</li> </ul>	

- ・災害時の車両不足に備え、沖縄県トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図る。

●来訪者に対する防災・減災【生活環境安全課】（1-6）

- ・災害時に迅速な避難が可能となるよう、高層建物所有者の協力のもと津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努める。
- ・観光防災の観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保と多言語による誘導サインの整備や情報発信に取り組む。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
公共交通空白地域に居住する人口の割合（再掲）	公共交通機関の充実	13.00%	7.00%
津波避難困難地域の解消（再掲）	津波避難ビル等の整備	16ha	0 ha

横断的分野 4

老朽化対策

○保健・福祉施設（児童福祉施設含む）の適正管理【公共施設課】（2-6）

- ・災害時には、施設機能を維持するとともに、町内の衛生環境を維持するため、バリアフリー化の推進や、予防保全による計画的な改修等を実施し、施設の適切な維持管理を行う。

○文化・社会教育施設の適正管理【生涯学習振興課、公共施設課】（8-5）

- ・文化系施設において、災害後も地域の文化が保たれるよう、町民文化の向上と福祉増進としての機能充実を図るとともに、施設の不具合により利用者の安全が損なわれないよう、計画的な維持管理による安全・安心の確保に努める。
- ・社会教育系施設において、災害後も地域の伝統・文化が保たれるよう、歴史資料の収集呼びかけや企画展等開催により、平時から伝統芸能の継承発展並びに新たな文化の創造に努めるなど、機能の充実を図る。また、定期的な点検により老朽化状況の把握に努め、必要な補減工事を実施し、適正管理による施設の長寿命化を図る。

●上水道の整備推進【上下水道課】（6-2）

- ・地震や台風等の災害発生時においても、適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める。
- ・災害時においても安定した給水が可能となるよう、水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行う。また、非常時においては適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整える。

●橋梁の適切な維持・管理【まちづくり課】（2-5、5-1、6-4）

- ・地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、「道路橋定期



点検要領」に基づいて行う5年に1回の定期点検及び日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、健全度に応じて修繕や架け替えを実施する。なお、日常的な点検（パトロール）は町職員にて実施し、橋梁の安全性や平坦性を確認すると共に点検費用の削減を図り、異常がある場合は早期に対応する。

●道路の適切な維持・管理【まちづくり課】（2-5、5-1、6-4）

- ・災害時に人的被害や通行障害を起こさないよう、今後、「道路施設長寿命化修繕計画（仮称）」を作成し、既存道路は使用状況等を踏まえながら、計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、予算の平準化や利用者の安全確保に努めるとともに、将来に向けて長期的に利用できるよう管理していく。

●公営住宅の適正管理【公共施設課】（1-1）

- ・建物倒壊等による人的被害発生を防ぐため、与那原町営住宅長寿命化計画を踏まえ、点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努める。施設の更新にあたっては、県営住宅等も含めた町内の公的賃貸住宅保全の供給量や配置状況も踏まえて検討する。

●学校教育施設の充実【学校教育課】（1-1、2-7）

- ・学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、災害時における食料供給の確保のため、耐震基準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進する。
- ・災害時の人的被害発生を防ぐため、安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の建替時期を検討する。

●住宅施設の保全【公共施設課、まちづくり課】（1-1）

- ・建物倒壊による人的被害発生を防ぐため、定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努める。
- ・住宅リフォーム制度などを活用し、災害時に備え要配慮者の避難が迅速に行えるよう、バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進する。

◇成果指標

指標名	該当の推進方針	現状値（2018年度）	目標値（2023年度）
学校耐力度調査実施数 (再掲)	学校教育施設の充実	0校	1校
橋梁長寿命化計画に基づく補修や架け替えの件数 (再掲)	橋梁の適切な維持・管理	0件	4件
管路耐震化 (再掲)	上水道の整備促進	8.50% (2017年度)	12.00%
公営住宅長寿命化計画の策定 (再掲)	公営住宅の適正管理	未策定	策定

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

### 1 他の計画の見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る町の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行います。

### 2 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第3章で示した脆弱性評価において想定した39の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る本町の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものです。

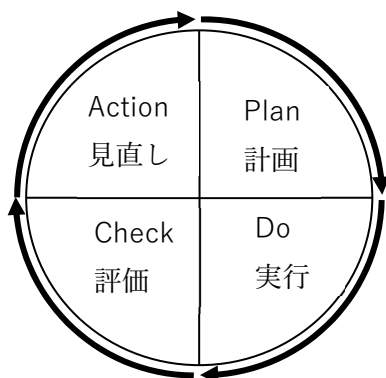
また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各部局連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要があります。

このため、各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、本計画で用いた成果指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います。

このような企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図ります。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととします。

なお、本町の「第5次与那原町総合計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「第5次与那原町総合計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとします。



Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要な変更点を明らかにする（計画の再構築）

## (別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価

複数のリスクシナリオに関連する施策については、より関係が深いリスクシナリオにのみ掲載し、可能な限り当該施策の再掲は避けることとしているが、再掲する一部施策については、●標記として、その旨を明示しています。

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

#### 1-1 市街地での住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

##### ○避難所、避難路等の拡充

・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し避難所、避難路の確保・整備を進める必要がある。

##### ○公営住宅の適正管理

・建物倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、公営住宅については長寿命化等の適切な維持管理を行う必要がある。

##### ○ハザードマップの作成等による災害情報の周知

・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。

##### ○狭隘道路の改善

・規制市街地において避難路を確保し、火災や建物倒壊に伴う人的被害の発生を抑制するため町内に存在する狭隘道路の解消に努める必要がある。

##### ○町内住宅等の耐震化の促進

・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、町内住宅に対し適切な耐震化を促進する必要がある。

##### ○公共施設等の耐震性の向上

・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

##### ○公共施設の耐火性能の維持

・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

##### ○ブロック塀対策の推進

・地震等にもなうブロック塀の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、耐震化等の対策を推進する必要がある。

##### ○多様な消防水利の確保

・迅速な消火活動を可能とするため、消防水利の確保に努める必要がある。

##### ○建築物の不燃化促進

・地震火災の可能性が高い地域において人的被害の発生を防止するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。

##### ○学校教育施設の充実

- ・発災時の学校施設での人的被害の発生や、良好な避難所生活環境の確保のため、老朽化した学校施設の更を検討する必要がある。
- 市街地の整備
  - ・災害に対して安全な都市形成を図るため、災害の危険性が存在する地域から重要施設を移転、密集市街地の改善等の取組を検討する必要がある。
- 道路環境の整備
  - ・火災や津波、高潮等から迅速な避難を可能とするため、道路については高齢者や車いす利用者の利用を想定した整備を進める必要がある。
- 都市計画マスタープランの推進
  - ・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、都市計画マスタープランの推進をはかる必要がある。
- 住宅施設の保全
  - ・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、住宅施設に対し適切な維持管理を促進する必要がある。
- 消防力の強化
  - ・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める必要がある。
- 火災予防対策の推進
  - ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、平時から市民に対して出火防止対策や初期消火活動等について啓発する必要がある。

## 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 避難所、避難路等の拡充
  - ・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し避難所、避難路の確保・整備を進める必要がある。
- 公営住宅の適正管理
  - ・建物倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、公営住宅については長寿命化等の適切な維持管理を行う必要がある。
- ハザードマップの作成等による災害情報の周知
  - ・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。
- 狭隘道路の改善
  - ・規制市街地において避難路を確保し、火災や建物倒壊に伴う人的被害の発生を抑制するため町内に存在する狭隘道路の解消に努める必要がある。
- 町内住宅等の耐震化の促進
  - ・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、町内住宅に対し適切な耐震化を促進する必要がある。
- 公共施設等の耐震性の向上
  - ・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観

点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

○公共施設の耐火性能の維持

・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

○ブロック塀対策の推進

・地震等にとまなうブロック塀の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、耐震化等の対策を推進する必要がある。

○多様な消防水利の確保

・迅速な消火活動を可能とするため、消防水利の確保に努める必要がある。

○建築物の不燃化促進

・地震火災の可能性が高い地域において人的被害の発生を防止するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。

○学校教育施設の充実

・発災時の学校施設での人的被害の発生や、良好な避難所生活環境の確保のため、老朽化した学校施設の更を検討する必要がある。

○市街地の整備

・災害に対して安全な都市形成を図るため、災害の危険性が存在する地域から重要施設を移転、密集市街地の改善等の取組を検討する必要がある。

○道路環境の整備

・火災や津波、高潮等から迅速な避難を可能とするため、道路については高齢者や車いす利用者の利用を想定した整備を進める必要がある。

○都市計画マスタープランの推進

・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、都市計画マスタープランの推進をはかる必要がある。

○住宅施設の保全

・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、住宅施設に対し適切な維持管理を促進する必要がある。

○消防力の強化

・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める必要がある。

○火災予防対策の推進

・大規模火災の原因となる出火を防止するため、平時から市民に対して出火防止対策や初期消火活動等について啓発する必要がある。

**1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生**

●避難所、避難路等の拡充

・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し避難所、避難路の確保・整備を進める必要がある。

○公共下水道の整備推進

・集中雨等による浸水から町民の生命や財産を守るため、公共下水道整備による浸水対策に努める必要がある。

●ハザードマップの作成等による災害情報の周知

・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。

○河川改修等の推進

・近年増加する風水害から町民の人命や財産を守るため、河川の適切な維持管理を行う必要がある。

●市街地の整備

・災害に対して安全な都市形成を図るため、災害の危険性が存在する地域から重要施設を移転、密集市街地の改善等の取組を検討する必要がある。

○水路の活用

・既存市街地と東浜区の水路については、災害時には市街地の浸水被害防止を図る必要がある。

●道路環境の整備

・火災や津波、高潮等から迅速な避難を可能とするため、道路については高齢者や車いす利用者の利用を想定した整備を進める必要がある。

●都市計画マスタープランの推進

・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、都市計画マスタープランの推進をはかる必要がある。

**1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態**

●ハザードマップの作成等による災害情報の周知

・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。

○土砂災害対策の推進

・地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地等、崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、土砂流出危険箇所、がけ崩れ危険箇所の危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める必要がある。

●都市計画マスタープランの推進

・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、都市計画マスタープランの推進をはかる必要がある。

**1-5 大規模自然災害による停電でエアコン等の暑さ対策機能の使用不能で多数の死傷者の発生**

○電力安定供給体制の構築

・大規模自然災害発生後においても安定した電力供給体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 多言語対応の促進
  - ・在住外国人や外国人観光客等へ適切な情報提供を行い、大規模自然災害発生時にも人的被害等の発生を抑制するため、多言語対応の推進を図る必要がある。
- 防災情報の周知
  - ・発災時の適切な避難行動を可能にするため、避難場所や避難路の周知、情報発信を行う必要がある。
- 災害警戒体制の構築
  - ・土砂災害警戒区域や過去の災害履歴を踏まえ被害の発生が想定される地域に対しては、監視観測体制の構築により予兆を把握するとともに情報伝達体制の構築により被害の発生を防ぐ必要がある。
- 要配慮者対応の推進
  - ・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へ発災時に適切な支援を行うため、平時から要配慮者の把握に努めると共に支援体制の整備に努める必要がある。
- 防災教育の推進
  - ・災害情報が十分に伝達されない状況においても各自の判断で適切な行動をとれるように、防災教育の推進を図る必要がある。
- 防災体制の構築
  - ・「共助」による地域防災力の向上を目指し、自主防災組織等の住民組織を核とした体制構築、充実に取り組む必要がある。
- 来訪者に対する防災・減災
  - ・ビジネス客や観光客は地域の事情に詳しくなく、発災時には被災者となる可能性が高いため、適切な情報提供や避難場所の整備等に努める必要がある。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 与那原町地域防災計画の更新
  - ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。
- 備蓄の推進
  - ・大規模自然災害発生後の物流等が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生させないため、平時から備蓄を進める必要がある。
  - ・災害対策本部の職員が全力で災害対応にあたるように、食料や飲料等の備蓄や非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。
- 緊急時輸送ネットワークの形成
  - ・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する必要がある

○輸送手段の確保

- ・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。

○給水用資機材等の整備

- ・発災後に水道管等の被害により断水が発生した場合において、飲料水等の供給を行うため、給水車等の資機材の整備を図る必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○消防防災ヘリコプター等の整備検討

- ・大規模災害時の被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、消火活動等のため消防用ヘリコプターの導入について検討をすすめる必要がある。

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○公共施設の耐風性の向上

- ・台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める必要がある。

●公共施設等の耐震性の向上

- ・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

●公共施設の耐火性能の維持

- ・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

○救出救助、消火用資機材の確保体制の充実

- ・大地震時において、消防や警察等だけでは不足する救助・救急活動を補うため、住民同士での共助を可能にするため、救出・救助用資機材の整備を推進する必要がある。

○応援機関活動拠点の拡充

- ・消防や自衛隊など外部からの応援機関がスムーズに活動できるように、平時から応援機関の活動拠点等を検討しておく必要がある。

●消防力の強化

- ・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める必要がある。

○消防団等の充実・強化

- ・災害に対しても地域の消防力を高めるため、消防団の拡充に努める必要がある。

## 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

●与那原町地域防災計画の更新

- ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等



を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。

●備蓄の推進

- ・大規模自然災害発生後の物流等が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生させないため、平時から備蓄を進める必要がある。
- ・災害対策本部の職員が全力で災害対応にあたるように、食料や飲料等の備蓄や非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

○橋梁の適切な維持・管理

- ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、橋梁の適切な維持管理を実施する必要がある。

○道路の適切な維持・管理

- ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、道路の適切な維持管理を実施する必要がある。

●緊急時輸送ネットワークの形成

- ・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する必要がある

○緊急医療体制の充実

- ・大規模災害時に急激に増加する医療需要に対応するため、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

●消防防災ヘリコプター等の整備検討

- ・大規模災害時の被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、消火活動等のため消防用ヘリコプターの導入について検討をすすめる必要がある。

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

●与那原町地域防災計画の更新

- ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。

○保健・福祉施設（児童福祉施設含む）の適正管理

- ・災害時には、施設機能を維持し、町内の衛生環境を維持するため施設の適切な維持管理を行う必要がある。

○感染症対策

- ・感染症発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、町民へ感染防止対策の周知、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。

**2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

○健康寿命の増進

・大規模自然災害発生後の長期の避難生活においても、体調を崩す高齢者を減らすため、平時より町民の健康寿命の延伸や高齢者が生きがいをもって生活できる町づくりを進める必要がある。

○高齢者支援の推進

・高齢者の避難生活における孤独死等を防ぐため、平時から高齢者支援体制を構築しておく必要がある。

○学校施設の適正管理

・学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、無線設備の整備、調理場機能の強化、保健室の緊急医療機能（応急処理）の強化、シャワー室の整備等、必要な対策を講じる必要がある。

●公共施設の耐風性の向上

・台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める必要がある

●公共施設等の耐震性の向上

・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

●公共施設の耐火性能の維持

・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

●学校教育施設の充実

・発災時の学校施設での人的被害の発生や、良好な避難所生活環境の確保のため、老朽化した学校施設の更新を検討する必要がある。

○地域福祉の構築

・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める必要がある。

○障がい者（児）福祉の構築

・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む必要がある。

○広域避難体制の構築

・大規模自然災害発生時に広域避難が可能となるよう、関係機関と連携し、広域避難体制の構築に努める必要がある。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○治安の維持・安定

・大規模自然災害の発生後においても町内の治安を維持するため、防犯カメラの設置や関係機関による防犯パトロール体制の構築等を進める必要がある。

### 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ●与那原町地域防災計画の更新

- ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。

#### ○行政施設の安全性確保

- ・災害時には、行政機能を維持し、住民の安心・安全を守るため、防災拠点としての機能を発揮できる施設とする必要がある。

#### ●公共施設の耐風性の向上

- ・台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める必要がある。

#### ●公共施設等の耐震性の向上

- ・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

#### ●公共施設の耐火性能の維持

- ・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

#### ○職員初動体制の確保

- ・発災直後から事態対応にあたるように、平時から初動体制について検討を行うとともに、実働性の確保に努める必要がある。

#### ○災害用設備整備の推進

- ・災害対策本部の機能維持及び職員の災害対応体制維持のため、災害対策本部施設の非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。
- ・町管理公共施設及び学校施設などの避難所機能維持のため、非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。

#### ○災害対応マニュアル等の検討・作成

- ・災害時の限られた人員で災害対策本部の設置をはじめとした災害対応を効率的に実施可能なように、災害対応マニュアル等を検討・作成しておく必要がある。

#### ○職員の災害対応能力の向上

- ・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や講習の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。

#### ○受援体制の強化

- ・本町及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求められるよう、平時から、他市町村間や関係業界、民間団体との連携体制の充実を図る必要がある。

#### ●応援機関活動拠点の拡充

- ・消防や自衛隊など外部からの応援機関がスムーズに活動できるように、平時から応援機関の活動拠点等を検討しておく必要がある。

#### ○ボランティアの育成、受入れ体制の構築

- ・発災後に急増する被災者からの要望や需要に対応するため、ボランティアの受入れ体制を検討・構

築しておく必要がある。

○業務継続計画の策定、更新

・災害時に限られた人員や資機材を適格に運用するため、平時から検討を行い、業務継続計画の策定・改訂をすすめる必要がある。

○行政サービスの充実

・発災後の行政職員に限られた状態でも、必要な行政サービスが提供できるように、行政サービスの効率化を図る必要がある。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○災害情報伝達手段の確保・拡充

・被害情報や災害情報を迅速に収集・伝達するために、情報の伝達手段について検討するとともに、既存の通信インフラ、連絡網が十分に機能しない想定にたった対応方法の検討についても進める。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○教育機関への ICT 機器の導入

・避難施設への災害情報の伝達や情報収集を容易にするため、災害時に避難先となる教育施設へ ICT 機器やその利用環境の整備を進める必要がある。

○災害情報の広報体制の構築

・災害情報の的確・迅速な伝達のため、防災行政無線の整備等を行うとともに、複数のメディアを活用した情報発信方法の検討を行う必要がある。

○通信施設の災害予防体制の構築

・大規模自然災害発生後においても通信体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断、国道 329 号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

○道路ネットワークの整備

・大規模自然災害発生後においても必要最小限の物流機能を維持するため、町内外を結ぶ基幹道路ネットワークの整備を進める必要がある。

●橋梁の適切な維持・管理

・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、橋梁の適切な維持管理を実施する必要がある。

●道路の適切な維持・管理

・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、道路の適切な維持管理を実施する必要がある。

○港湾・漁港整備の推進

・地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するとともに、災害発生後においても海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する必要がある。

○企業 BCP 作成等の補助

・発災後も企業の受ける被害を最小限にとどめ、経済的な損失を抑えるため企業 BCP の策定支援を行う必要がある。

○観光振興

・早期の経済的な復興を果たすため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取り組み等、計画的な観光振興に取り組む必要がある。

○交通関連計画の推進

・災害に強い持続化可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町地域総合交通戦略」の推進を図る必要がある。

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○ガス供給設備の耐震化推進

・大地震によるガス供給網の機能停止を防ぐため、供給設備の耐震化を促進する必要がある。

●電力安定供給体制の構築

・大規模自然災害発生後においても安定した電力供給体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。

## 5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

●企業 BCP 作成等の補助

・発災後も企業の受ける被害を最小限にとどめ、経済的な損失を抑えるため企業 BCP の策定支援を行う必要がある。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

●与那原町地域防災計画の更新

・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。

●輸送手段の確保

・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。

○漁業の推進

・災害時でも安定した食料供給が可能となるように、平時から漁業の振興を図り、漁業経営の安定化に努める。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

**6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止**

- 与那原町地域防災計画の更新
  - ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。
- ガス供給設備の耐震化推進
  - ・大地震によるガス供給網の機能停止を防ぐため、供給設備の耐震化を促進する必要がある。
- 電力安定供給体制の構築
  - ・大規模自然災害発生後においても安定した電力供給体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。

**6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶**

- 上水道の整備推進
  - ・地震や台風等の災害発生時においても、町内で断水地域を発生させないために、上水道の適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める必要がある。

**6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止**

- 公共下水道の整備推進
  - ・集中豪雨等による浸水から町民の生命や財産を守り、発災後も下水処理機能を維持するため、公共下水道整備に努める必要がある。

**6-4 町内外を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態**

- 公共交通機関の充実
  - ・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む必要がある。
- 交通関連計画の推進
  - ・災害に強い持続化可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町地域総合交通戦略」の推進を図る必要がある。
- 橋梁の適切な維持・管理
  - ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、橋梁の適切な維持管理を実施する必要がある。
- 道路の適切な維持・管理
  - ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、道路の適切な維持管理を実施する必要がある。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ○空き家対策の推進

・大規模自然災害発生時に空家の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、適切な管理・活用の推進や除却を行う必要がある。

#### ○公園の適正管理

・火災の延焼防止帯や、災害廃棄物の仮置き場として機能を考慮し、公園の適正管理を行う必要がある。

#### ●狭隘道路の改善

・規制市街地において避難路を確保し、火災や建物倒壊に伴う人的被害の発生を抑制するため町内に存在する狭隘道路の解消に努める必要がある。

#### ●ブロック塀対策の推進

・地震等とともにブロック塀の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、耐震化等の対策を推進する必要がある。

#### ○屋外看板等の安全性確保

・台風等とともに屋外看板等の落下による人的・物的被害を発生させないため、調査により危険性を確認すると共に、危険性が確認されたものに対しては改修若しくは撤去を行う必要がある。

#### ●多様な消防水利の確保

・迅速な消火活動を可能とするため、消防水利の確保に努める必要がある。

#### ●建築物の不燃化促進

・地震火災の可能性が高い地域において人的被害の発生を防止するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。

#### ●市街地の整備

・災害に対して安全な都市形成を図るため、災害の危険性が存在する地域から重要施設を移転、密集市街地の改善等の取組を検討する必要がある。

#### ○緑のあるまちなみ形成

・市街地での延焼防止対策として、街路樹など緑地空間の整備を進める必要がある。

#### ●火災予防対策の推進

・大規模火災の原因となる出火を防止するため、平時から市民に対して出火防止対策や初期消火活動等について啓発する必要がある。

#### ●消防防災ヘリコプター等の整備検討

・大規模災害時の被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、消火活動等のため消防用ヘリコプターの導入について検討をすすめる必要がある。

#### ●交通関連計画の推進

・災害に強い持続化可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町地域総合交通戦略」の推進を図る必要がある。

### 7-2 津波による当添漁港等の船舶の打ち上げによる漁業操業の停止、沿岸市街地の建物倒壊、交通麻痺

●港湾・漁港整備の推進

- ・地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するとともに、災害発生後においても海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○交通安全の推進

- ・発災後における町内での大規模交通事故の発生を抑制するため、交通安全施設の設置や適切な管理を進める必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

○危険物を所有する事業者への指導等の推進

- ・大規模自然災害等によって、危険物が町内へ流出・拡散することを防ぐため、危険物取扱い事業者に対しては安全管理の指導等を徹底する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農作物の風水害予防に関する知識の普及・啓発

- ・風水害による農作物への被害の発生を軽減するため、農家への知識の普及・啓発に努める必要がある。

○林野火災対策の推進

- ・林野火災の発生を抑制するため、平時から山林の適切な維持管理を推進する必要がある。

○農業振興

- ・農地の適切な維持管理を図るため、担い手の育成や農地の集約等により農地の利用促進を図る必要がある。

○森林資源の保全・活用

- ・森林の適切な維持管理を図るため、平時から森林資源の活用を進めることにより森林の保全を図る必要がある。

○自然緑地の保全

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するにあたり、新たな市街地整備の際には自然緑地の保全に配慮する必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○スポーツ・レクリエーション施設の機能の向上

- ・与那原町観光交流施設は、設置目的において、災害発生時対応の拠点とし、与那原町の観光振興、



情報発信をするとされており、機能の充実に努める必要がある。

○町内情報の発信・共有

- ・風評被害の発生を防ぐため、平時から町の情報を積極的に発信し、情報発信体制の強化に努める必要がある。

### 7-7 不発弾の爆発による複合被害の発生

○不発弾対策の推進

- ・不発弾の爆発等による被害の発生を防止するため、不発弾調査等により適切な処理を推進するとともに、町民への危険性の普及・啓発に努める必要がある。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●公園の適正管理

- ・火災の延焼防止帯や、災害廃棄物の仮置き場として機能を考慮し、公園の適正管理を行う必要がある。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○道路啓開体制の構築

- ・道路の被災等により、通行障害が発生した場合においても早期に障害物除去、応急復旧等を行える体制を構築しておく必要がある。

○外部有識者等との連携体制の構築

- ・早期の復旧・復興を可能とするため、平時から外部有識者をはじめ、民間人材とのつながりを構築し発災時の人材確保に努める必要がある。

○協働によるまちづくり

- ・行政と住民、事業者等の地域一体となった早期の復旧・復興を可能にするため、平時より住民参加によるまちづくりを推進する必要がある。

○雇用の整備

- ・災害後も専門人材を効率的に確保できるように、平時からハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のマッチングに取り組む必要がある。

○就業意識の向上

- ・災害後の地域発展を担う人材を育成するため、町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努める必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●公共下水道の整備推進

・集中 雨等による浸水から町民の生命や財産を守り、発災後も下水処理機能を維持するため、公共下水道整備に努める必要がある。

○液状化対策の推進

・液状化による防災上の基幹施設やインフラ施設等の被害を最小限に留めるため、液状化の可能性が高い地域に対しては対策の実施を推進する必要がある。

●水路の活用

・既存市街地と東浜区の水路については、災害時には市街地の浸水被害防止を図る必要がある。

**8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

○地域コミュニティの強化

・発災後も地域住民同士のつながりを維持し、住民が一体となった早期の復旧復興を実現するため、平時から地域活動等を促進し、地域コミュニティの強化を図る必要がある。

○子育て環境の整備

・災害発生後であっても、子育て環境が整うよう児童福祉施設等の耐震化対策・老朽化対策等を推進し、子育て世帯に安心なまちを目指し「与那原町子ども子育て支援計画」に基づいた子育て支援に取り組む必要がある。

●治安の維持・安定

・大規模自然災害の発生後においても町内の治安を維持するため、防犯カメラの設置や関係機関による防犯パトロール体制の構築等を進める必要がある。

○自治会拠点施設の整備

・発災後も住民が集まり、住民同士のつながりを維持できるように平時から自治会拠点施設の整備を行う必要がある。

○地域活動の活性化

・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、PTA 活動を活性化させる必要がある

○新たな交流拠点の整備

・地域コミュニティの維持・強化及び共助による地域の防災・減災対応力の強化のための有効活用を図りながら、障がい者や高齢者及び子育て世帯に配慮した複合施設（子育て支援センターや保健センター）の一体的な整備を推進する必要がある。

○スポーツ環境の整備

・住民同士の交流による地域コミュニティの維持・強化、それに伴う地域の防災・減災対応力の強化のため、学校体育施設の一般開放や社会体育施設の環境整備など、各種スポーツ活動を行うための施設の充実を図る必要がある。

○文化財の保全

・災害から文化財を保護するため、適切な維持管理等により文化財の保全を図る必要がある。

○子どもの居場所づくり

・放課後を安全安心に過ごせる児童館の耐震化対策、老朽化対策等を推進し、災害発生後であって

も、児童館を必要とする児童が安心して利用できる環境づくりに取り組む必要がある。

●地域福祉の構築

- ・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める必要がある。

●障がい者（児）福祉の構築

- ・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、公共公益施設や商業施設など不特定多数の人々が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、障がいのある人に対する理解を促す等、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む必要がある。

○高齢者の生きがいづくり

- ・地域で高齢者が生き生きと暮らし、災害時においても自信の力で迅速な避難が可能となるよう、ミニデイの継続や老人クラブの取り組み強化に努めるとともに、幅広い世代と交流できるような機会や環境を整備する等、高齢者の生きがいづくりに努める必要がある。

●観光振興

- ・早期の経済的な復興を果たすため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取り組み等、計画的な観光振興に取り組む必要がある。

○与那原町創生総合戦略人口ビジョンの推進

- ・今後の少子高齢化等の時代にあっても、人が集い、安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組むため、「与那原町創生総合戦略人口ビジョン」を推進する必要がある。

**8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

○文化・社会教育施設の適正管理

- ・大規模自然災害時に施設の被災等により、文化的に貴重な資料や町民文化等の損失が起これないように、平時より施設の適正管理に努める必要がある。

○伝統文化の継承・発展

- ・災害により町民文化の継承が途絶しないように、平時から地域の伝統行事などへの子供達の積極的な参加を促す必要がある。

●文化財の保全

- ・災害から文化財を保護するため、適切な維持管理等により文化財の保全を図る必要がある。

○安定した土地利用の確保

- ・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、地域の災害特性や歴史的背景等を考慮した土地利用の促進を図る必要がある。

○伝統工業の振興

- ・伝統ある窯業を絶やさないために、後継者の確保や製品の活用促進に取り組む必要がある。

○地域資源の保全と活用

- ・町の伝統や文化を継承していくため、町の歴史や伝統を伝える地域資源について保全を進める必要がある。

#### **8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

##### ○地籍情報等の整理

- ・発災後に迅速な用地の確保等を進めるにあたり、平時から地籍情報等の整備を進める必要がある。

##### ○教育関連施設地区の整備

- ・災害対応や復旧・復興期において大学等の専門機関と連携するため、平時から連携体制の構築に努める必要がある。

#### **8-7 基幹インフラの損壊、復旧の県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

##### ●道路啓かい体制の構築

- ・道路の被災等により、通行障害が発生した場合においても早期に障害物除去、応急復旧等を行える体制を構築しておく必要がある。

## (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価

複数の施策分野に関連する施策については、より関係が深い施策分野にのみ掲載し、可能な限り当該施策の再掲は避けることとしているが、再掲する一部施策については、●標記として、その旨を明示しています。

### 〈個別施策分野〉

#### I 行政機能/防災教育等

- 与那原町地域防災計画の更新
  - ・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化（防災倉庫の整備、備蓄品の充実）等を想定した地域防災計画の更新に取り組む必要がある。
- 備蓄の推進
  - ・大規模自然災害発生後の物流等が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生させないため、平時から備蓄を進める必要がある。
  - ・災害対策本部の職員が全力で災害対応にあたるように、食料や飲料等の備蓄や非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。
- 治安の維持・安定
  - ・大規模自然災害の発生後においても町内の治安を維持するため、防犯カメラの設置や関係機関による防犯パトロール体制の構築等を進める必要がある。
- 行政施設の安全性確保
  - ・災害時には、行政機能を維持し、住民の安心・安全を守るため、防災拠点としての機能を発揮できる施設とする必要がある。
- ハザードマップの作成等による災害情報の周知
  - ・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。
- 不発弾対策の推進
  - ・不発弾の爆発等による被害の発生を防止するため、不発弾調査等により適切な処理を推進するとともに、町民への危険性の普及・啓発に努める必要がある。
- 職員初動体制の確保
  - ・発災直後から事態対応にあたるように、平時から初動体制について検討を行うとともに、実働性の確保に努める必要がある。
- 災害用設備整備の推進
  - ・災害対策本部の機能維持及び職員の災害対応体制維持のため、災害対策本部施設の非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。
  - ・町管理公共施設及び学校施設などの避難所機能維持のため、非常用電源等の設備の整備を推進する必要がある。
- 災害対応マニュアル等の作成
  - ・災害時の限られた人員で災害対策本部の設置をはじめとした災害対応を効率的に実施可能なよう

に、災害対応マニュアル等を検討・作成しておく必要がある。

○職員の災害対応能力の向上

・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や講習の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。

○外部有識者等との連携体制の構築

・早期の復旧・復興を可能とするため、平時から外部有識者をはじめ、民間人材とのつながりを構築し発災時の人材確保に努める必要がある。

○救出救助、消火用資機材の確保体制の充実

・大地震時において、消防や警察等だけでは不足する救助・救急活動を補うため、住民同士での共助を可能にするため、救出・救助用資機材の整備を推進する必要がある。

○輸送手段の確保

・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。

○受援体制の強化

・本町及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求められるよう、平時から、他市町村間や関係業界、民間団体との連携体制の充実を図る必要がある。

○応援機関活動拠点の拡充

・消防や自衛隊など外部からの応援機関がスムーズに活動できるように、平時から応援機関の活動拠点等を検討しておく必要がある。

○ボランティアの育成、受入れ体制の構築

・発災後に急増する被災者からの要望や需要に対応するため、ボランティアの受入れ体制を検討・構築しておく必要がある。

○業務継続計画の策定、更新

・災害時に限られた人員や資機材を適格に運用するため、平時から検討を行い、業務継続計画の策定・改訂をすすめる必要がある。

○地籍情報等の整理

・発災後に迅速な用地の確保等を進めるにあたり、平時から地籍情報等の整備を進める必要がある。

○多様な消防水利の確保

・迅速な消火活動を可能とするため、消防水利の確保に努める必要がある。

○防災教育の推進

・災害情報が十分に伝達されない状況においても各自の判断で適切な行動をとれるように、防災教育の推進を図る必要がある。

○行政サービスの充実

・発災後の行政職員が限られた状態でも、必要な行政サービスが提供できるように、行政サービスの効率化を図る必要がある。

○文化財の保全

・災害から文化財を保護するため、適切な維持管理等により文化財の保全を図る必要がある。

○消防力の強化

・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める必要がある。

○火災予防対策の推進

- ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、平時から市民に対して出火防止対策や初期消火活動等について啓発する必要がある。

○防災体制の構築

- ・「共助」による地域防災力の向上を目指し、自主防災組織等の住民組織を核とした体制構築、充実に取り組む必要がある。

○広域避難体制の構築

- ・大規模自然災害発生時に広域避難が可能となるよう、関係機関と連携し、広域避難体制の構築に努める必要がある。

○給水用資機材等の整備

- ・発災後に水道管等の被害により断水が発生した場合において、飲料水等の供給を行うため、給水車等の資機材の整備を図る必要がある。

## 2 住宅・都市

○空き家対策の推進

- ・大規模自然災害発生時に空家の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、適切な管理・活用の推進や除却を行う必要がある。

○避難所、避難路等の拡充

- ・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し避難所、避難路の確保・整備を進める必要がある。

○橋梁の適切な維持・管理

- ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、橋梁の適切な維持管理を実施する必要がある。

○道路の適切な維持・管理

- ・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、道路の適切な維持管理を実施する必要がある。

○公園の適正管理

- ・火災の延焼防止帯や、災害廃棄物の仮置き場として機能を考慮し、公園の適正管理を行う必要がある。

○公営住宅の適正管理

- ・建物倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、公営住宅については長寿命化等の適切な維持管理を行う必要がある。

○学校施設の適正管理

- ・学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、無線設備の整備、調理場機能の強化、保健室の緊急医療機能（応急処理）の強化、シャワー室の整備等、必要な対策を講じる必要がある。

○液状化対策の推進

- ・液状化による防災上の基幹施設やインフラ施設等の被害を最小限に留めるため、液状化の可能性が高い地域に対しては対策の実施を推進する必要がある。

○災害警戒体制の構築

- ・土砂災害警戒区域や過去の災害履歴を踏まえ被害の発生が想定される地域に対しては、監視観測体

制の構築により予兆を把握するとともに情報伝達体制の構築により被害の発生を防ぐ必要がある。

○海岸保全事業の推進

・津波や高潮等による人的被害の発生を抑制するため、海岸施設の適切な維持管理を推進する必要がある。

○狭隘道路の改善

・規制市街地において避難路を確保し、火災や建物倒壊に伴う人的被害の発生を抑制するため町内に存在する狭隘道路の解消に努める必要がある。

○町内住宅等の耐震化の促進

・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、町内住宅に対し適切な耐震化を促進する必要がある。

○公共施設の耐風性の向上

・台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める必要がある。

○公共施設等の耐震性の向上

・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐震性の向上に努める必要がある。

○公共施設の耐火性能の維持

・大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐火性能の向上に努める必要がある。

○ブロック塀対策の推進

・地震等にもなうブロック塀の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、耐震化等の対策を推進する必要がある。

○屋外看板等の安全性確保

・台風等にもなう屋外看板等の落下による人的・物的被害を発生させないため、調査により危険性を確認すると共に、危険性が確認されたものに対しては改修若しくは撤去を行う必要がある。

○建築物の不燃化促進

・地震火災の可能性が高い地域において人的被害の発生を防止するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。

○津波避難ビル等の整備

・津波の到達までの間に高台への避難が間に合わない地域に対しては避難先として津波避難ビル等の整備を進める必要がある。

○自治会拠点施設の整備

・発災後も住民が集まり、住民同士のつながりを維持できるように平時から自治会拠点施設の整備を行う必要がある。

○市街地の整備

・災害に対して安全な都市形成を図るため、災害の危険性が存在する地域から重要施設を移転、密集市街地の改善等の取組を検討する必要がある。

○都市計画マスタープランの推進

・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、都市計画マスタープランの推進をはかる必要がある。



○緑のあるまちなみ形成

・市街地での延焼防止対策として、街路樹など緑地空間の整備を進める必要がある。

○住宅施設の保全

・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、住宅施設に対し適切な維持管理を促進する必要がある。

○与那原町創生総合戦略人口ビジョンの推進

・今後の少子高齢化等の時代であっても、人が集い、安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組むため、「与那原町創生総合戦略人口ビジョン」を推進する。

### 3 保健医療・福祉

○健康寿命の増進

・大規模自然災害発生後の長期の避難生活においても、体調を崩す高齢者を減らすため、平時より町民の健康寿命の延伸や高齢者が生きがいをもって生活できる町づくりを進める必要がある。

○子育て環境の整備

・災害発生後であっても、子育て環境が整うよう児童福祉施設等の耐震化対策・老朽化対策等を推進し、子育て世帯に安心なまちを目指し「与那原町子ども子育て支援計画」に基づいた子育て支援に取り組む必要がある。

○高齢者支援の推進

・高齢者の避難生活における孤独死等を防ぐため、平時から高齢者支援体制を構築しておく必要がある。

○スポーツ・レクリエーション施設の機能の向上

・与那原町観光交流施設は、設置目的において、災害発生時対応の拠点とし、与那原町の観光振興、情報発信をすとされており、機能の充実に努める必要がある。

○緊急医療体制の充実

・大規模災害時に急激に増加する医療需要に対応するため、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

○要配慮者対応の推進

・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へ発災時に適切な支援を行うため、平時から要配慮者の把握に努めると共に支援体制の整備に努める必要がある。

○学校教育施設の充実

・発災時の学校施設での人的被害の発生や、良好な避難所生活環境の確保のため、老朽化した学校施設の更新を検討する必要がある。

○地域活動の活性化

・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、PTA 活動を活性化させる必要がある

○スポーツ環境の整備

・住民同士の交流による地域コミュニティの維持・強化、それに伴う地域の防災・減災対応力の強化のため、学校体育施設の一般開放や社会体育施設の環境整備など、各種スポーツ活動を行うための

施設の充実を図る必要がある。

○子どもの居場所づくり

・放課後を安全安心に過ごせる児童館の耐震化対策、老朽化対策等を推進し、災害発生後であっても、児童館を必要とする児童が安心して利用できる環境づくりに取り組む必要がある。

○地域福祉の構築

・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める必要がある。

○障がい者（児）福祉の構築

・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、公共公益施設や商業施設など不特定多数の人々が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、障がいのある人に対する理解を促す等、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む必要がある。

○高齢者の生きがいづくり

・地域で高齢者が生き生きと暮らし、災害時においても自信の力で迅速な避難が可能となるよう、ミニデイの継続や老人クラブの取り組み強化に努めるとともに、幅広い世代と交流できるような機会や環境を整備する等、高齢者の生きがいづくりに努める必要がある。

○教育関連施設地区の整備

・災害対応や復旧・復興期において大学等の専門機関と連携するため、平時から連携体制の構築に努める必要がある。

○新たな交流拠点の整備

・地域コミュニティの維持・強化及び共助による地域の防災・減災対応力の強化のための有効活用を図りながら、障がい者や高齢者及び子育て世帯に配慮した複合施設（子育て支援センターや保健センター）の一体的な整備を推進する必要がある。

○感染症対策

・感染症発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、町民へ感染防止対策の周知、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化に取り組む必要がある。

#### 4 エネルギー・産業

○危険物を所有する事業者への指導等の推進

・大規模自然災害等によって、危険物が町内へ流出・拡散することを防ぐため、危険物取扱い事業者に対しては安全管理の指導等を徹底する必要がある。

○ガス供給設備の耐震化推進

・大地震によるガス供給網の機能停止を防ぐため、供給設備の耐震化を促進する必要がある。

○電力安定供給体制の構築

・大規模自然災害発生後においても安定した電力供給体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。

○企業 BCP 作成等の補助

- ・発災後も企業の受ける被害を最小限にとどめ、経済的な損失を抑えるため企業 BCP の策定支援を行う必要がある。
- 伝統工業の振興
  - ・伝統ある窯業を絶やさないために、後継者の確保や製品の活用促進に取り組む必要がある。
- 観光振興
  - ・早期の経済的な復興を果たすため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取り組み等、計画的な観光振興に取り組む必要がある。
- 雇用の整備
  - ・災害後も専門人材を効率的に確保できるように、平時からハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のマッチングに取り組む必要がある。
- 就業意識の向上
  - ・災害後の地域発展を担う人材を育成するため、町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努める必要がある。

## 5 情報通信

- 教育機関への ICT 機器の導入
  - ・避難施設への災害情報の伝達や情報収集を容易にするため、災害時に避難先となる教育施設へ ICT 機器やその利用環境の整備を進める必要がある。
- 災害情報の広報体制の構築
  - ・災害情報の的確・迅速な伝達のため、防災行政無線の整備等を行うとともに、複数のメディアを活用した情報発信方法の検討を行う必要がある。
- 災害情報伝達手段の確保・拡充
  - ・被害情報や災害情報の迅速に収集・伝達するために、情報伝達手段について検討するとともに、既存の通信インフラ、連絡網が十分に機能しない想定にたった対応方法の検討についても進める必要がある。
- 津波情報伝達体制の整備
  - ・津波の発生が確認された際に、迅速な避難行動の呼びかけが可能となるように、危険予想区域内の住民に対する情報伝達体制の確保に努める必要がある。
- 通信施設の災害予防体制の構築
  - ・大規模自然災害発生後においても通信体制を維持ため、関係機関と連携し、施設の整備や復旧体制の構築等を進める必要がある。
- 町内情報の発信・共有
  - ・風評被害の発生を防ぐため、平時から町の情報を積極的に発信し、情報発信体制の強化に努める必要がある。

## 6 交通・物流

○道路ネットワークの整備

・大規模自然災害発生後においても必要最小限の物流機能を維持するため、町内外を結ぶ基幹道路ネットワークの整備を進める必要がある。

○公共交通機関の充実

・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む必要がある。

○交通安全の推進

・発災後における町内での大規模交通事故の発生を抑制するため、交通安全施設の設置や適切な管理を進める必要がある。

○緊急時輸送ネットワークの形成

・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する必要がある

○道路啓かい体制の構築

・道路の被災等により、通行障害が発生した場合においても早期に障害物除去、応急復旧等を行える体制を構築しておく必要がある。

○港湾・漁港整備の推進

・地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するとともに、災害発生後においても海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する必要がある。

○道路環境の整備

・火災や津波、高潮等から迅速な避難を可能とするため、道路については高齢者や車いす利用者の利用を想定した整備を進める必要がある。

○交通関連計画の推進

・災害に強い持続化可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町地域総合交通戦略」の推進を図る。

## 7 農林水産

○農作物の風水害予防に関する知識の普及・啓発

・風水害による農作物への被害の発生を軽減するため、農家への知識の普及・啓発に努める必要がある。

○林野火災対策の推進

・林野火災の発生を抑制するため、平時から山林の適切な維持管理を推進する必要がある。

○農業振興

・農地の適切な維持管理を図るため、担い手の育成や農地の集約等により農地の利用促進を図る必要がある。

○漁業の推進

・災害時でも安定した食料供給が可能となるように、平時から漁業の振興を図り、漁業経営の安定化に努める。

## 8 環境

### ○公共下水道の整備推進

- ・集中豪雨等による浸水から町民の生命や財産を守り、発災後も下水処理機能を維持するため、公共下水道整備に努める必要がある。

### ○上水道の整備推進

- ・地震や台風等の災害発生時においても、町内で断水地域を発生させないために、上水道の適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める必要がある。

### ○循環型社会の整備

- ・発災時には大量の災害廃棄物が発生する事が想定されるため、処理機能を向上させるとともに、平時から廃棄物量をへらす循環型社会の構築を図る必要がある。

## 9 土地利用

### ○土砂災害対策の推進

- ・地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地等、崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、土砂流出危険箇所、がけ崩れ危険箇所の危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める必要がある。

### ○河川改修等の推進

- ・近年増加する風水害から町民の人命や財産を守るため、河川の適切な維持管理を行う必要がある。

### ○水路の活用

- ・既存市街地と東浜区の間水路については、災害時には市街地の浸水被害防止を図る必要がある。

### ○安定した土地利用の確保

- ・災害に対しても安全なまちづくりを進める観点からも、地域の災害特性や歴史的背景等を考慮した土地利用の促進を図る必要がある。

### ○森林資源の保全・活用

- ・森林の適切な維持管理を図るため、平時から森林資源の活用を進めることにより森林の保全を図る必要がある。

### ○消防防災ヘリコプター等の整備検討

- ・大規模災害時の被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、消火活動等のため消防用ヘリコプターの導入について検討をすすめる必要がある。

### ○自然緑地の保全

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するにあたり、新たな市街地整備の際には自然緑地の保全に配慮する必要がある。

## 〈横断的分野〉

### 1 リスクコミュニケーション

- 地域コミュニティの強化
  - ・発災後も地域住民同士のつながりを維持し、住民が一体となった早期の復旧復興を実現するため、平時から地域活動等を促進し、地域コミュニティの強化を図る必要がある。
- 多言語対応の促進
  - ・在住外国人や外国人観光客等へ適切な情報提供を行い、大規模自然災害発生時にも人的被害等の発生を抑制するため、多言語対応の推進を図る必要がある。
- 防災情報の周知
  - ・発災時の適切な避難行動を可能にするため、避難場所や避難路の周知、情報発信を行う必要がある。
- 治安の維持・安定
  - ・大規模自然災害の発生後においても町内の治安を維持するため、防犯カメラの設置や関係機関による防犯パトロール体制の構築等を進める必要がある。
- ハザードマップの作成等による災害情報の周知
  - ・地震や津波といった大規模自然災害による人的被害の発生を防ぐため、ハザードマップの配布等により住民へ災害情報の周知を図る必要がある。
- 危険物を所有する事業者への指導等の推進
  - ・大規模自然災害等によって、危険物が町内へ流出・拡散することを防ぐため、危険物取扱い事業者に対しては安全管理の指導等を徹底する必要がある。
- 不発弾対策の推進
  - ・不発弾の爆発等による被害の発生を防止するため、不発弾調査等により適切な処理を推進するとともに、町民への危険性の普及・啓発に努める必要がある。
- 火災予防対策の推進
  - ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、平時から市民に対して出火防止対策や初期消火活動等について啓発する必要がある。
- 消防団等の充実・強化
  - ・災害に対しても地域の消防力を高めるため、消防団の拡充に努める必要がある。
- 来訪者に対する防災・減災
  - ・ビジネス客や観光客は地域の事情に詳しくなく、発災時には被災者となる可能性が高いため、適切な情報提供や避難場所の整備等に努める必要がある。

### 2 人材育成

- 職員の災害対応能力の向上
  - ・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や講習の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。
- ボランティアの育成、受入れ体制の構築
  - ・発災後に急増する被災者からの要望や需要に対応するため、ボランティアの受入れ体制を検討・構

築しておく必要がある。

●消防団等の充実・強化

・災害に対しても地域の消防力を高めるため、消防団の拡充に努める必要がある。

●防災体制の構築

・「共助」による地域防災力の向上を目指し、自主防災組織等の住民組織を核とした体制構築、充実に取り組む必要がある。

○地域資源の保全と活用

・町の伝統や文化を継承していくため、町の歴史や伝統を伝える地域資源について保全を進める必要がある。

○協働によるまちづくり

・行政と住民、事業者等の地域一体となった早期の復旧・復興を可能にするため、平時より住民参加によるまちづくりを推進する必要がある。

○伝統文化の継承・発展

・災害により町民文化の継承が途絶しないように、平時から地域の伝統行事などへの子供達の積極的な参加を促す必要がある。

### 3 官民連携

●公共交通機関の充実

・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む必要がある。

●外部有識者等との連携体制の構築

・早期の復旧・復興を可能とするため、平時から外部有識者をはじめ、民間人材とのつながりを構築し発災時の人材確保に努める必要がある。

●輸送手段の確保

・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。

●来訪者に対する防災・減災

・ビジネス客や観光客は地域の事情に詳しくなく、発災時には被災者となる可能性が高いため、適切な情報提供や避難場所の整備等に努める必要がある。

### 4 老朽化対策

●上水道の整備推進

・地震や台風等の災害発生時においても、町内で断水地域を発生させないために、上水道の適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める必要がある。

●橋梁の適切な維持・管理

・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、橋梁の適切な維持管理を実施する必要がある。

●道路の適切な維持・管理

・発災後にも地域交通ネットワークを維持するため、道路の適切な維持管理を実施する必要がある。

●公営住宅の適正管理

- ・建物倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、公営住宅については長寿命化等の適切な維持管理を行う必要がある。

○保健・福祉施設の適正管理（児童福祉施設含む）の適正管理

- ・災害時には、施設機能を維持し、町内の衛生環境を維持するため施設の適切な維持管理を行う必要がある。

○文化・社会教育施設の適正管理

- ・大規模自然災害時に施設の被災等により、文化的に貴重な資料や町民文化等の損失が起こらないように、平時より施設の適正管理に努める必要がある。

●学校教育施設の充実

- ・発災時の学校施設での人的被害の発生や、良好な避難所生活環境の確保のため、老朽化した学校施設の更新を検討する必要がある。

●住宅施設の保全

- ・建物倒壊による人的被害の発生を防ぐため、住宅施設に対し適切な維持管理を促進する必要がある。



## (別紙3) リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針

第4章の施策分野ごとの地域強靱化の推進方針について、その推進方針を次のとおりリスクシナリオごとに整理しました。

なお、推進方針となる施策には、複数のリスクシナリオに関連するものが多いことから、リスクシナリオにおいては主な施策を掲載し、再掲する一部施策については、●標記として、その旨明示しています。また、各推進方針の項目に関して、□内( )内は該当する施策分野をそれぞれ記載します。

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

#### 1-1 市街地での住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 避難所、避難路等の拡充【生活環境安全課、まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し、避難場所や避難所、避難路の確保・整備を進める。また、それらの確保・整備を行う際には、周辺機能（バリアフリー設備の確保や沿道の不燃化等）の整備も併せて検討する。
  - ・避難路の機能を最大限活用するため、平時から草刈りや雑草対策を行い、安全性向上を維持する。
- 公営住宅の適正管理【公共施設課】（住宅・都市、老朽化対策）
  - ・建物倒壊等による人的被害発生を防ぐため、与那原町営住宅長寿命化計画を踏まえ、点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努める。施設の更新にあたっては、県営住宅等も含めた町内の公的賃貸住宅保全の供給量や配置状況も踏まえて検討する。
- ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）
  - ・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知するよう努める。
  - ・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。
  - ・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に努める。
- 狭あい道路の改善【まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・既成市街地や市街地拡大検討地区において狭あい道路が分布する区域も見られることから、災害に備えた安全性の高い市街地形成を図るため、新規の拡幅道路や地区計画等の都市計画事業の活用により避難や消防活動に資する道路や広場等の確保を検討するなど、計画的な土地利用に努める。
  - ・右折車線の未設置や通行に支障をきたす変則的な交差点を改良し、災害時の迅速な避難誘導や安全性を確保する。
- 町内住宅等の耐震化の促進【まちづくり課、公共施設課】（住宅・都市）
  - ・建物倒壊による人的被害発生を防ぐため、町は「与那原町耐震改修促進計画」により、地域内の住

宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、計画的な耐震化に努める。併せて、建築物における天井脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策の促進に努める。

○公共施設等の耐震性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに、良好な避難環境を確保する観点から、公共施設の耐震性の向上に努める。国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強などにより耐震性能の強化を図る。同様に、民間施設についても、耐震性能の強化に向けた検討を行う。

○公共施設の耐火性能の維持【公共施設課】（住宅・都市）

・公共建築物については、大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から、耐火性能の向上に努める必要がある。引き続き定期的な点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

○ブロック塀対策の推進【まちづくり課、関係各課】（住宅・都市）

・災害時のブロック塀等の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防止するため、定期的を実施している地域環境・危険箇所点検活動や通学路安全点検活動等を通して、屋外重量転倒危険物に関する情報収集・把握に努め、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。また、建築物防災週間期間中に、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法等の普及活動を行う。

・地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、通学路、避難路および緊急輸送道路の沿道及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に調査する。

○多様な消防水利の確保【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等）

・災害発生による消火栓の損壊時を想定して耐震性防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

・消防施設等について、災害時に備え、消防力の整備指針、消防水利の基準及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

○建築物の不燃化促進【まちづくり課】（住宅・都市）

・地震火災の危険度が高い地区を重点とするほか、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においても防火地域又は準防火地域に指定し、災害時に被害が拡大しないよう建築物の不燃化を促進する。

○学校教育施設の充実【学校教育課】（保健医療・福祉、老朽化対策）

・学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、災害時における食料供給の確保のため、耐震基準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進する。

・災害時の人的被害発生を防ぐため、安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の建替時期を検討する。

○市街地の整備【まちづくり課】（住宅・都市）

・災害に対して安全な都市形成を図るため、都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある

市街地の形成を図る。また、土地の有効活用を図り、都市計画事業等の活用により市街地再開発に向けた取り組みを推進する。

○道路環境の整備【まちづくり課、企画政策課】（交通・物流）

- ・災害時には迅速な避難行動が図られ、平時には歩行者や自転車利用者の利便性ならびにユニバーサルデザインによる安全性が確保された、快適な道路環境を整備する。今後新たに整備する道路においても自転車専用通行帯や自転車歩行者道を確保するなど歩行者ならびに自転車ネットワークの形成を図るとともに、レクリエーション的利用として自転車道路の活用を促進する。
- ・災害時の迅速な避難や円滑な物資輸送等が図られるよう、国道331号や国道329号の緊急輸送道路から町災害対策本部や指定避難所がある施設へと繋がる町道森下1号線や町道与那原嶺井線を拡幅・無電柱化し、避難者の迅速な避難や安全性を確保するとともに円滑な復旧復興活動を推進する。

○都市計画マスタープランの推進【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するため、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進するとともに、地域特性を活かした土地利用の検討を図る。

○住宅施設の保全【公共施設課、まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

- ・建物倒壊による人的被害発生を防ぐため、定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努める。
- ・住宅リフォーム制度などを活用し、災害時に備え要配慮者の避難が迅速に行えるよう、バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進する。

○消防力の強化【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等）

- ・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める。

○火災予防対策の推進【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等）

- ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知機の普及促進に取り組むとともに、女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組む。
- ・災害時に備え、学校、官公署、宿泊施設等の特殊対象物に対し消防用設備、避難設備等の重点的な査察を実施する。

## 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

●避難所、避難路等の拡充【生活環境安全課、まちづくり課】（住宅・都市）

- ・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し、避難場所や避難所、避難路の確保・整備を進める。また、それらの確保・整備を行う際には、周辺機能（バリアフリー設備の確保や沿道の不燃化等）の整備も併せて検討する。
- ・避難路の機能を最大限活用するため、平時から草刈りや雑草対策を行い、安全性向上を維持する。

●ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）

- ・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知

するよう努める。

- ・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。
- ・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に努める。

○海岸保全事業の推進【まちづくり課、県】（住宅・都市）

- ・県に、従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進するよう要請する。
- ・県に、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮し適切に維持管理するよう要請する。

○津波情報伝達体制の整備【生活環境安全課、県】（情報通信）

- ・津波の発生が確認された際に、迅速な避難行動の呼びかけが可能となるように、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、危険予想区域住民に対する迅速な情報伝達体制の確保（自動伝達システムの導入、効果的な伝達内容等の事前準備、伝達手段の多重化・多様化等）に努める。

○津波避難ビル等の整備【生活環境安全課】（情報通信）

- ・災害時に迅速な避難が可能となるよう、津波による危険が予想される地域については、避難距離の長い避難ルートの見直し、避難ルート・避難場所の案内板（観光客や外国人等にもわかりやすい避難誘導サイン）の設置、津波避難ビル、津波避難場所の指定・整備等を図る。
- ・災害時に迅速な避難が可能となるよう、地域住民への津波浸水予測区域の周知等による津波警戒に関する啓発や避難場所案内板の整備、津波避難ビルなどの津波避難施設の確保に努め、災害時における地域住民や観光客などの避難誘導策の強化を図る。

●道路環境の整備【まちづくり課、企画政策課】（交通・物流）

- ・災害時には迅速な避難行動が図られ、平時には歩行者や自転車利用者の利便性ならびにユニバーサルデザインによる安全性が確保された、快適な道路環境を整備する。今後新たに整備する道路においても自転車専用通行帯や自転車歩行者道を確保するなど歩行者ならびに自転車ネットワークの形成を図るとともに、レクリエーション的利用として自転車道路の活用を促進する。
- ・災害時の迅速な避難や円滑な物資輸送等が図られるよう、国道331号や国道329号の緊急輸送道路から町災害対策本部や指定避難所がある施設へと繋がる町道森下1号線や町道与那原嶺井線を拡幅・無電柱化し、避難者の迅速な避難や安全性を確保するとともに円滑な復旧復興活動を推進する。

●都市計画マスタープランの推進【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するため、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進するとともに、地域特性を活かした土地利用の検討を図る。

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ●避難所、避難路等の拡充【生活環境安全課、まちづくり課】（住宅・都市）

- ・大規模自然災害から人命を守るため、火災や津波等様々な災害を想定し、避難場所や避難所、避難路の確保・整備を進める。また、それらの確保・整備を行う際には、周辺機能（バリアフリー設備の確保や沿道の不燃化等）の整備も併せて検討する。
- ・避難路の機能を最大限活用するため、平時から草刈りや雑草対策を行い、安全性向上を維持する。

#### ○公共下水道の整備推進【上下水道課】（環境）

- ・台風や大雨洪水警報等による浸水被害を防ぐため、公共下水道の整備拡大や既存住宅の浄化槽から下水道への移管に努め、接続率の向上を図るとともに浸水被害時の浄化槽からの水質汚染の軽減を図る。

#### ●ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）

- ・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知するよう努める。
- ・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。
- ・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に努める。

#### ○河川改修等の推進【まちづくり課】（土地利用）

- ・近年増加する災害から町民の人名や財産を守るため、平時から町内河川の危険個所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡察する。なお、危険個所の改修については危険度に応じて優先順位を付け計画的に実施する。

#### ○市街地の整備【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害に対して安全な都市形成を図るため、都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある市街地の形成を図る。また、土地の有効活用を図り、都市計画事業等の活用により市街地再開発に向けた取り組みを推進する。

#### ○水路の活用【まちづくり課、観光商工課】（土地利用）

- ・既存市街地と東浜区の水路について、災害時には市街地の浸水被害防止を図るとともに、平時にはウォーターフロントの特性を活かせるよう水質改善に努め、地域住民の利用に加えて観光振興にも資する潤いある親水空間となるよう、遊歩道等の整備及び災害時でも利用可能な太陽光発電や蓄電池機能を有した照明整備を推進する。

#### ●道路環境の整備【まちづくり課、企画政策課】（交通・物流）

- ・災害時には迅速な避難行動が図られ、平時には歩行者や自転車利用者の利便性ならびにユニバーサルデザインによる安全性が確保された、快適な道路環境を整備する。今後新たに整備する道路においても自転車専用通行帯や自転車歩行者道を確保するなど歩行者ならびに自転車ネットワークの形成を図るとともに、レクリエーション的利用として自転車道路の活用を促進する。
- ・災害時の迅速な避難や円滑な物資輸送等が図られるよう、国道331号や国道329号の緊急輸送道路から町災害対策本部や指定避難所がある施設へと繋がる町道森下1号線や町道与那原嶺井線を拡幅・無

電柱化し、避難者の迅速な避難や安全性を確保するとともに円滑な復旧復興活動を推進する。

●都市計画マスタープランの推進【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するため、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進するとともに、地域特性を活かした土地利用の検討を図る。

**1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態**

●ハザードマップの作成等による災害情報の周知【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）

- ・ハザードマップの更新を行い、情報伝達方法、避難地に関する情報、警戒避難について住民に周知するよう努める。
- ・公民館等における研修会や講習会の開催、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等における防災思想の普及宣伝、広報よなばるや防災マップ等の各戸配布による周知を図り、災害の基礎知識や避難行動等の防災知識の普及に努める。
- ・過去の大規模災害に関する資料や映像等の情報を収集・蓄積し、住民等に公開する機会を設けるなど、平時から災害教訓の伝承に努める。

○土砂災害対策の推進【まちづくり課、生活環境安全課、県】（土地利用）

- ・砂防ダムや治山ダムの築造、急傾斜地のり面保護工（構造物工）等の土木的対策について、土地条件に応じた整備を県に要請し、土砂災害対策の推進に努める。
- ・地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、土砂流出危険箇所、がけ崩れ危険箇所の危険度が高い箇所については、関係機関との連携を図り、砂防施設の整備や災害の未然防止事業等の対策に努める。

●都市計画マスタープランの推進【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するため、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進するとともに、地域特性を活かした土地利用の検討を図る。

**1-5 大規模自然災害による停電でエアコン等の暑さ対策機能の使用不能で多数の死傷者の発生**

○電力供給体制の構築【生活環境安全課、電力会社】（エネルギー・産業）

- ・町は沖縄電力(株)に対し、各種災害の危険性を考慮して、電力施設（発電設備、送配電設備、変電設備等）の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給が可能となる施設や体制等の整備を促し、沖縄電力(株)はそれを計画的に進める。
- ・地域資源エネルギーやクリーンエネルギー及び自律分散型エネルギーシステム等を活用した電力の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

**1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

- 多言語対応の促進【観光商工課、生活環境安全課】（リスクコミュニケーション）
  - ・大規模自然災害発生時には、外国人観光客においても避難等の迅速な対応が求められる。ついては、在住外国人や外国人観光客等へ適切な情報提供を行い、大規模自然災害発生時にも人的被害等の発生が抑制されるように、多言語対応の推進を図る。
- 防災情報の周知【生活環境安全課】（リスクコミュニケーション）
  - ・発災時の適切な避難行動を可能にするため、町民や来訪者へ向け、避難場所や避難所への避難路案内板の整備及び周知を図り、情報発信を行う。
- 災害警戒体制の構築【生活環境安全課、まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに情報伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定める。
  - ・高潮災害に関して、過去の災害履歴を踏まえた避難勧告・指示対象区域を設定し、高潮避難計画を検討する。
  - ・災害発生時、各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。
- 要配慮者対応の推進【生活環境安全課、福祉課】（保健医療・福祉）
  - ・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へ発災時に適切な支援を行うため、平時から要配慮者の把握に努めるとともに、支援体制の整備に努める。
- 防災教育の推進【生活環境安全課、関係各課】（行政機能／防災教育等）
  - ・地域における防災・減災対応力の強化を図るため、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育において、災害の基礎知識（過去の災害教訓等を含む）や避難行動等について防災教育を徹底する。
- 防災体制の構築【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、人材育成）
  - ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、自主防災組織の育成や強化を図り、自らを守る『自助』、お互いに助けあう『共助』の意識を高める。
  - ・町は関係機関との調整を行い、大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努める。
    - ・町及び防災機関は、地域防災の核となる自主防災リーダーや消防団員候補者を養成するための研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。
- 来訪者に対する防災・減災【生活環境安全課】（リスクコミュニケーション、官民連携）
  - ・災害時に迅速な避難が可能となるよう、高層建物所有者の協力のもと津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努める。
  - ・観光防災の観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保と多言語による誘導サインの整備や情報発信に取り組む。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 備蓄の推進【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・大規模自然災害発生後の物流が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生さ

せないため、上の森公園など町管理施設に防災倉庫等の整備に努め、平時から備蓄を進める。

- ・災害対策本部の職員が全力で災害対応にあたるように、上の森公園に防災倉庫を整備し、食料や飲料等の備蓄や非常用電源等の設備の整備を推進する。
- ・地震などによる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧を町人口の 20 分の 1 の 3 日分程度を目標に備蓄する。
- ・災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。

#### ○緊急時輸送ネットワークの形成【まちづくり課、関係各課】（交通・物流）

- ・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する。また、迅速に道路被災状況等の把握体制および緊急輸送道路を早期に啓開するため、道路施設に関する情報収集及び伝達体制について関係機関に事前に確認しておく。
- ・輸送を効率的に行うため、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を被災地外に選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備を推進する。
- ・災害時に円滑な物資輸送等が図られるよう、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）について検討し、必要な体制等の整備を推進する。

#### ○輸送手段の確保【生活環境安全課、総務課】（行政機能／防災教育等、官民連携）

- ・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。町有車両は、燃料確保対策も含め、災害後の運用計画を事前に作成する。
- ・災害時の車両不足に備え、沖縄県トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図る。

#### ○給水用資機材等の整備【生活環境安全課、上下水道課】（行政機能/防災教育等）

- ・災害時（特に地震）においても給水機能が十分に確保されるよう、飲料水の備蓄に努めるとともに給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### ○消防防災ヘリコプター等の整備検討【生活環境安全課、県】（土地利用）

- ・大規模災害発生時、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高いことから、県と連携して、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について検討する。
- ・孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に 1 箇所以上、臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。
- ・災害時の救命救急活動対応の強化のため、負傷者の緊急輸送等についてヘリポートの設置の検討を行う。



### 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ○公共施設の耐風性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

- ・町・県・消防・警察等の施設は、台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める。特に体育館や公民館等、避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の対策を優先的に行う。

#### ●公共施設等の耐震性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

- ・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに、良好な避難環境を確保する観点から、公共施設の耐震性の向上に努める。国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強などにより耐震性能の強化を図る。同様に、民間施設についても、耐震性能の強化に向けた検討を行う。

#### ●公共施設の耐火性能の維持【公共施設課】（住宅・都市）

- ・公共建築物については、大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から、耐火性能の向上に努める必要がある。引き続き定期的な点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

#### ○救出救助、消火用資機材の確保体制の充実【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）

- ・災害発生時、救出用救助用資機材及び消火用資機材は極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、各家庭、事業所及び自主防災組単位での確保を柱とした整備を推進する。
- ・大地震における倒壊家屋からの救助に備え、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

#### ○応援機関活動拠点の拡充【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）

- ・町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があるため、町営施設を中心に活動拠点の候補地をあらかじめリストアップしておき、災害発生時に迅速に対処できるようにする。

#### ●消防力の強化【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等）

- ・消防による迅速な消防・救急・救助活動を可能にするため、消防施設や機材の拡充を図るとともに、広域連携についても検討を進める。

#### ○消防団等の充実・強化【生活環境安全課、東部消防本部】（リスクコミュニケーション、人材育成）

- ・地域の防災・減災対応力の強化のため、消防団員確保に向けた取り組みを支援するとともに、消防教育の実施により消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図る。また、地域住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。

### 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

#### ●備蓄の推進【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）

- ・大規模自然災害発生後の物流が止まった期間においても、生命に係る生活必需品等の不足を発生させないため、上の森公園など町管理施設に防災倉庫等の整備に努め、平時から備蓄を進める。
- ・災害対策本部の職員が全力で災害対応にあたるように、上の森公園に防災倉庫を整備し、食料や

飲料等の備蓄や非常用電源等の設備の整備を推進する。

- ・地震などによる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧を町人口の 20 分の 1 の 3 日分程度を目標に備蓄する。
- ・災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### ○橋梁の適切な維持管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

- ・地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、「道路橋定期点検要領」に基づいて行う 5 年に 1 回の定期点検及び日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、健全度に応じて修繕や架け替えを実施する。なお、日常的な点検（パトロール）は町職員にて実施し、橋梁の安全性や平坦性を確認すると共に点検費用の削減を図り、異常がある場合は早期に対応する。

### ○道路の適切な維持・管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

- ・災害時に人的被害や通行障害を起こさないよう、今後、「道路施設長寿命化修繕計画（仮称）」を作成し、既存道路は使用状況等を踏まえながら、計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、予算の平準化や利用者の安全確保に努めるとともに、将来に向けて長期的に利用できるよう管理していく。
- ・側溝などの排水能力不足による道路冠水を防ぎ、人的被害や通行被害を起こさないように適切な道路整備を推進する。

### ●緊急時輸送ネットワークの形成【まちづくり課、関係各課】（交通・物流）

- ・大規模自然災害の発生時においても、町内外の輸送ネットワークを維持し救急医療活動や物資供給活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を定め、整備を推進する。また、迅速に道路被災状況等の把握体制および緊急輸送道路を早期に啓開するため、道路施設に関する情報収集及び伝達体制について関係機関に事前に確認しておく。
- ・輸送を効率的に行うため、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を被災地外に選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備を推進する。
- ・災害時に円滑な物資輸送等が図られるよう、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）について検討し、必要な体制等の整備を推進する。

### ○緊急医療体制の充実【健康保険課】（保健医療・福祉）

- ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、傷病者及び医療スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医療品等の搬送体制の確保に努める。
- ・大きな地震による多数の負傷者発生、さらにライフラインの停止等による医療機関の機能麻痺に備え、災害に強い施設・設備の整備ならびに医療資源の有効活用を図るため、県等の関係機関、医師

会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。

・災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、医薬品及び衛生材料の備蓄を確保する。

●消防防災ヘリコプター等の整備検討【生活環境安全課、県】（土地利用）

・大規模災害発生時、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高いことから、県と連携して、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について検討する。

・孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

・災害時の救命救急活動対応の強化のため、負傷者の緊急輸送等についてヘリポートの設置の検討を行う。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○保健・福祉施設（児童福祉施設含む）の適正管理【公共施設課】（老朽化対策）

・災害時には、施設機能を維持するとともに、町内の衛生環境を維持するため、バリアフリー化の推進や、予防保全による計画的な改修等を実施し、施設の適切な維持管理を行う。

○感染症対策【健康保険課】（健康医療・福祉）

・感染症発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、町民へ感染防止対策の周知、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化を行う。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○健康寿命の増進【健康保険課】（保健医療・福祉）

・大規模自然災害発生後の長期の避難生活においても、体調を崩す高齢者を減らすため、平時より町民の健康寿命の延伸や高齢者生きがいをもって生活できる町づくりを進める。

○高齢者支援の推進【福祉課、観光商工課】（保健医療・福祉）

・増加傾向にある認知症に関する知識の普及を図るとともに、地域や認知症サポーターなどによる見守り体制を推進し、災害時においても認知症高齢者などを支える仕組みづくりに取り組む。

・高齢者の生き活きとした生活を支えるために、平時から就労による生きがいづくりや経済的自立を図るとともに、災害時においても支援が必要な高齢者に対して適切なサービス提供が行えるよう地域で高齢者を支える各種取り組みに努め、すべての高齢者が充実した生活を送れるよう支援の拡充を図る。

○学校施設の適正管理【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

・災害時の人的被害発生を防ぐため、与那原町学校施設長寿命化計画を踏まえ、計画保全・予防保全を行い、長期的な施設利用に努める。また、小学校・中学校における児童・生徒数の増減に対しては、中長期的な視点から対応を検討し、今後予定されている35人学級への対応等を含めた教育環境の充実に努める。

・学校施設が地域の避難所等の防災拠点として機能するために、無線設備の整備、調理場機能の強化、保健室の緊急医療機能（応急処理）の強化、シャワー室の整備等、必要な対策を講じる。

●公共施設の耐風性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

・町・県・消防・警察等の施設は、台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める。特に体育館や公民館等、避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の対策を優先的に行う。

●公共施設等の耐震性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）

・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに、良好な避難環境を確保する観点から、公共施設の耐震性の向上に努める。国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強などにより耐震性能の強化を図る。同様に、民間施設についても、耐震性能の強化に向けた検討を行う。

●公共施設の耐火性能の維持【公共施設課】（住宅・都市）

・公共建築物については、大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から、耐火性能の向上に努める必要がある。引き続き定期的な点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

●学校教育施設の充実【学校教育課】（保健医療・福祉、老朽化対策）

・学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、災害時における食料供給の確保のため、耐震基準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進する。

・災害時の人的被害発生を防ぐため、安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の建替時期を検討する。

○地域福祉の構築【福祉課】（保健医療・福祉）

・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める。

・発災後の介護支援体制においても柔軟な対応が可能となるよう、心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進する。

○障がい者（児）福祉の構築【福祉課】（保健医療・福祉）

・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、公共公益施設や商業施設など不特定多数の人々が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、障がいのある人に対する理解を促す等、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む。

○広域避難体制の構築【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）

・大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、避難者の移転や受入れ実施要領の作成、一次滞在施設の選定と受入れ能力等の把握、総務省の全国避難者情報システムを利用する体制の整備、放送事業者と連携した避難者への情報伝達体制の構築等の事前措置の実施に努める。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 治安の維持・安定【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）
  - ・災害時においても町内の治安維持・安定が図られるよう、町内における犯罪発生や町民の被害を未然に防ぐため、平時から防犯カメラの設置や与那原警察署や与那原町防犯協会等と連携してパトロールなどに取り組む。

#### 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 行政施設の安全性確保【公共施設課、生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・本町の防災拠点となる本庁舎は、令和2年度末までに建替工事が終了し完成予定である。その他、各行政施設に関しても、行政機能を維持するとともに、災害時には住民の安心・安全を守るため、防災拠点としての機能を発揮できる施設として整備を進める。
- 公共施設の耐風性の向上【生活環境安全課、関係各課】（住宅・都市）
  - ・町・県・消防・警察等の施設は、台風等による行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から公共施設の耐風性の向上に努める。特に体育館や公民館等、避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の対策を優先的に行う。
- 公共施設等の耐震性の向上【公共施設課、関係各課】（住宅・都市）
  - ・地震による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに、良好な避難環境を確保する観点から、公共施設の耐震性の向上に努める。国、県等の施設に関しては、関係機関との連携を図り、耐震性能の強化に向けた取り組みを促進する。また、町有の公共施設においては、建て替えや耐震補強などにより耐震性能の強化を図る。同様に、民間施設についても、耐震性能の強化に向けた検討を行う。
- 公共施設の耐火性能の維持【公共施設課】（住宅・都市）
  - ・公共建築物については、大規模火災による人的被害の発生、行政・警察機能等の低下を防ぐとともに良好な避難環境を確保する観点から、耐火性能の向上に努める必要がある。引き続き定期的な点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。
- 職員初動体制の確保【総務課、生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・災害発生後、職員が速やかに職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん各家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
  - ・災害時において、災害対策本部要員の確保を図るため、災害対策本部長及び管理職等の連絡体制を確立し、常時呼び出し可能な体制を整える。
  - ・予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、防災担当嘱託職員の配置又は庁舎警備委託業者等による24時間体制について強化を図る。
  - ・勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することがないように、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。
- 災害用設備整備の推進【生活環境安全課、関係各課】（行政機能／防災教育等）
  - ・災害対策本部の機能維持及び職員の災害対応体制維持のため、災害対策本部施設の非常用電源等の設備の整備を推進する。

- ・町管理公共施設及び学校施設などの避難所機能維持のため、非常用電源等の設備の整備を推進する。
- 災害対応マニュアル等の作成【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・災害時に備え、手際よく災害対策本部を設置・運営できるよう、情報通信機器の設置方法や本部レイアウト等を含むマニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに適宜修正を行う。
  - ・災害発生時には、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、平時から策定の手順や方法等を確認する。
- 職員の災害対応能力の向上【全課】（行政機能／防災教育等、人材育成）
  - ・発災時の実働性を高めるため、平時より関係機関と連携した訓練や公衆の実施等により職員の災害対応能力の向上に努める。
  - ・防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、計画的に防災訓練を実施する必要がある。訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。
- 受援体制の強化【生活環境安全課、関係各課、県】（行政機能／防災教育等）
  - ・大規模災害発生時、被害が甚大で本町及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求められるよう、平時から人的・物的協力等の具体的な手順等を明確にするとともに、市町村間の相互応援協力協定締結の推進、県内関係業界や民間団体との連携体制の充実、により応援体制の強化に努める。
  - ・町は被害想定結果等をふまえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。
- 応援機関活動拠点の拡充【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があるため、町営施設を中心に活動拠点の候補地をあらかじめリストアップしておき、災害発生時に迅速に対処できるようにする。
- ボランティアの育成、受入れ体制の構築【生活環境安全課、関係各課】（行政機能／防災教育等、人材育成）
  - ・災害時に迅速な対応が可能となるよう、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点等の整備を促進する。また、ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、町、社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。
  - ・町は、日本赤十字沖縄県支部及び県・町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。
- 業務継続計画の策定、更新【総務課、生活環境安全課】（行政機能／防災教育等）
  - ・町及び防災関係機関は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続が十分に行われるよう、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。
  - ・実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検

等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等に努める。

○行政サービスの充実【総務課】（行政機能／防災教育等）

・災害発生後においても充実した行政サービスの提供が図られるよう、役場窓口以外での証明書発行、開庁時間の延長や休日の開庁など、住民ニーズに対応した組織体制を検討する。また、多様なニーズに対応するために、広域で取り組むべき課題について関係機関と連携し検討する。

○与那原町地域防災計画の更新【生活環境安全課】（行政機能/防災教育等）

・災害に備え整理された「与那原町地域防災計画」の災害対策本部運営、職員災害初動体制及び避難所運営マニュアル等の見直し、感染症対策や防災機能の強化(防災倉庫の整備、備蓄品の充実)等を想定した地域計画の更新に取り組む。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○災害情報伝達手段の確保・拡充【総務課、生活環境安全課、県】（情報通信）

・被害情報や災害情報を迅速に収集・伝達するために、情報の伝達手段について検討するとともに、既存の通信インフラ、連絡網が十分に機能しない想定にたった対応方法の検討についても進める。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○教育機関への ICT 機器の導入【学校教育課】（情報通信）

・避難施設への災害情報の伝達や情報収集を容易にするため、災害時に避難先となる教育施設へ ICT 機器やその利用環境の整備を進める。また、平時においては、それら機能を活かした教育が図られるよう、学校教育情報化推進計画を策定し、教職員の資質の向上に取り組む。

○災害情報の広報体制の構築【生活環境安全課】（情報通信）

・被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急に関する情報（応急進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティア募集等）を町内外に的確に発信するため、プレスルームの整備を進めるとともに、報道機関を通じての広報に関する意見交換会等の場を早急に整える。

・災害時に備え、防災行政無線の整備を含む情報収集、伝達システムの整備を進める。

○通信施設の災害予防体制の構築【総務課、生活環境安全課、通信事業者】（情報通信）

・県や通信事業者（NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）、その他関係機関と連携して、各種災害の危険性を考慮した防災行政無線等の安全性確保、システムの多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

・災害時における通信設備及び放送設備の優先利用手続き等について、県、関係機関と事前に調整を進める。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断、国道 329 号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地

## 域 経済活動の低下

### ○道路ネットワークの整備【まちづくり課、企画政策課】（交通・物流）

- ・災害時の迅速な救命救急活動・物資輸送や円滑な復旧復興活動を図る必要があり、与那原交差点における慢性的な交通渋滞の緩和や大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体の関係機関との調整や協議などを通じて国道与那原バイパスや県道糸満与那原線バイパス等の広域道路ネットワークの推進を図る。

### ●橋梁の適切な維持・管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

- ・地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確保するため、「道路橋定期点検要領」に基づいて行う 5 年に 1 回の定期点検及び日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、健全度に応じて修繕や架け替えを実施する。なお、日常的な点検（パトロール）は町職員にて実施し、橋梁の安全性や平坦性を確認すると共に点検費用の削減を図り、異常がある場合は早期に対応する。

### ●道路の適切な維持・管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

- ・災害時に人的被害や通行障害を起こさないよう、今後、「道路施設長寿命化修繕計画（仮称）」を作成し、既存道路は使用状況等を踏まえながら、計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、予算の平準化や利用者の安全確保に努めるとともに、将来に向けて長期的に利用できるよう管理していく。
- ・側溝などの排水能力不足による道路冠水を防ぎ、人的被害や通行被害を起こさないように適切な道路整備を推進する。

### ○港湾・漁港整備の推進【まちづくり課、生活環境安全課、県】（交通・物流）

- ・港湾、漁港は管理区分によって県又は町が、それぞれ地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するため、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努める。また、災害発生後においても、海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する。
- ・災害時の救命救急活動や物資輸送等の体制確保のため、与那原マリーナと連携したバース等の可能性について検討する。

### ○企業 BCP 作成等の補助【生活環境安全課、観光商工課】（エネルギー・産業）

- ・各事業者は、災害時における企業の果たす役割（職員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP、Business Continuity Plan）を策定・運用するよう努める。県及び町は、事業者の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられるよう、条件整備に取り組む。

### ○観光振興【観光商工課、企画政策課】（エネルギー・産業）

- ・観光産業は外貨の獲得が可能である等、災害後の地域経済復興に資する産業である。そのため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取組み等、計画的な観光振興に取り組む。また、国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組む。



## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ガス供給設備の耐震化推進【生活環境安全課、エネルギー供給会社】（エネルギー・産業）
  - ・高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県、沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化や各種法律に規定された基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。
  - ・地震対策として、ガス供給及び消費施設の耐震化の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、安全機器の普及等を推進する。
- 電力安定供給体制の構築【生活環境安全課、電力会社】（エネルギー・産業）
  - ・町は沖縄電力(株)に対し、各種災害の危険性を考慮して、電力施設（発電設備、送配電設備、変電設備等）の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給が可能となる施設や体制等の整備を促し、沖縄電力(株)はそれを計画的に進める。
  - ・地域資源エネルギーやクリーンエネルギー及び自律分散型エネルギーシステム等を活用した電力の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

## 5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- 企業 BCP 作成等の補助【生活環境安全課、観光商工課】（エネルギー・産業）
  - ・各事業者は、災害時における企業の果たす役割（職員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP、Business Continuity Plan）を策定・運用するよう努める。県及び町は、事業者の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

- 輸送手段の確保【生活環境安全課、総務課】（行政機能／防災教育等、官民連携）
  - ・発災後の物資等の輸送手段として、平時より車両の確保等に努める必要がある。町有車両は、燃料確保対策も含め、災害後の運用計画を事前に作成する。
  - ・災害時の車両不足に備え、沖縄県トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図る。
- 漁業の推進【まちづくり課】（農林水産）
  - ・災害時でも安定した食料供給が可能となるように、つくり育てる漁業の推進による人材育成と後継者確保を支援し、安定した漁業経営を図る。
  - ・災害時でも安定した食料提供が可能となるようにソデイカやひじき等の水産業の活性化など、水産資源を使った特産品の新メニュー開発やブランド化など消費者拡大への取組みに努めるとともに、町魚であるヨナバルマジクの知名度向上などへの取組みを推進する。また、稚魚の放流に取組み、水産資源の確保に努める。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ガス供給設備の耐震化推進【生活環境安全課、エネルギー供給会社】（エネルギー・産業）
  - ・高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県、沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化や各種法律に規定された基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。
  - ・地震対策として、ガス供給及び消費施設の耐震化の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、安全機器の普及等を推進する。
- 電力安定供給体制の構築【生活環境安全課、電力会社】（エネルギー・産業）
  - ・町は沖縄電力㈱に対し、各種災害の危険性を考慮して、電力施設（発電設備、送配電設備、変電設備等）の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給が可能となる施設や体制等の整備を促し、沖縄電力㈱はそれを計画的に進める。
  - ・地域資源エネルギーやクリーンエネルギー及び自律分散型エネルギーシステム等を活用した電力の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶

- 上水道の整備推進【上下水道課】（環境、老朽化対策）
  - ・地震や台風等の災害発生時においても、適正管理により施設の防災性を向上させるとともに、関係機関との連携による早期復旧体制の構築を進める。
  - ・災害時においても安定した給水が可能となるよう、水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行う。また、非常時においては適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整える。

### 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 公共下水道の整備推進【上下水道課】（環境）
  - ・台風や大雨洪水警報等による浸水被害を防ぐため、公共下水道の整備拡大や既存住宅の浄化槽から下水道への移管に努め、接続率の向上を図るとともに浸水被害時の浄化槽からの水質汚染の軽減を図る。

### 6-4 町内外を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態

- 公共交通機関の充実【企画政策課】（交通・物流、官民連携）
  - ・大規模自然災害発生後において、地域の公共交通ネットワークを維持若しくは早期に復旧させるため、平時より関係機関との連携等により公共交通ネットワークの充実に取り組む。
- 交通関連計画の推進【企画政策課】（交通・物流）
  - ・災害に強い持続化可能な交通インフラを構築するため、「与那原町総合交通基本計画」「与那原町

地域総合交通戦略」の推進を図る。

●橋梁の適切な維持・管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

・地震等による被害の発生を防ぐとともに災害対応に必要な交通機能を確認するため、「道路橋定期点検要領」に基づいて行う 5 年に 1 回の定期点検及び日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、健全度に応じて修繕や架け替えを実施する。なお、日常的な点検（パトロール）は町職員にて実施し、橋梁の安全性や平坦性を確認すると共に点検費用の削減を図り、異常がある場合は早期に対応する。

●道路の適切な維持・管理【まちづくり課】（住宅・都市、老朽化対策）

・災害時に人的被害や通行障害を起こさないよう、今後、「道路施設長寿命化修繕計画（仮称）」を作成し、既存道路は使用状況等を踏まえながら、計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、予算の平準化や利用者の安全確保に努めるとともに、将来に向けて長期的に利用できるよう管理していく。

・側溝などの排水能力不足による道路冠水を防ぎ、人的被害や通行被害を起こさないように適切な道路整備を推進する。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模災害の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○空き家対策の推進【生活環境安全課】（住宅・都市）

・大規模自然災害発生時に空家の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防ぐため、適切な管理・活用の推進や除却を行う。

○公園の適正管理【まちづくり課】（住宅・都市）

・災害後も住民の公園施設利用が図られるよう、適正な公園面積を確保するため、与原公園の区域拡大や新しい公園などの整備を推進する。

・災害後も地域の活性化が図られ、平時から賑わいを創出するため公園施設内へ民間活用も見据えた公共還元型収益施設を検討する。また、経年劣化等により老朽化した公園の改修に取り組むなど、賑わいのある魅力的な公園施設の整備に努める。

・街区公園、近隣公園についても適正な維持管理に努めるとともに、災害後においても地域の賑わい創出のため施設の利活用促進を図る。

・災害後、地域住民の拠り所として、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい公園にするためバリアフリー化を推進する。また、災害後、防災拠点での利用を想定し、太陽光発電や蓄電池機能を有した照明及びかまどベンチなど災害対策となる施設整備を推進する。

●狭あい道路の改善【まちづくり課】（住宅・都市）

・既成市街地や市街地拡大検討地区において狭あい道路が分布する区域も見られることから、災害に備えた安全性の高い市街地形成を図るため、新規の拡幅道路や地区計画等の都市計画事業の活用により避難や消防活動に資する道路や広場等の確保を検討するなど、計画的な土地利用に努める。

・右折車線の未設置や通行に支障をきたす変則的な交差点を改良し、災害時の迅速な避難誘導や安全性を確保する。

●ブロック塀対策の推進【まちづくり課、関係各課】（住宅・都市）

- ・災害時のブロック塀等の倒壊による人的被害や交通障害の発生を防止するため、定期的を実施している地域環境・危険箇所点検活動や通学路安全点検活動等を通して、屋外重量転倒危険物に関する情報収集・把握に努め、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。また、建築物防災週間期間中に、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法等の普及活動を行う。
- ・地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、通学路、避難路および緊急輸送道路の沿道及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に調査する。
- 屋外看板等の安全性確保【生活環境安全課、まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・屋外看板、シャッター、トタン屋根及びその他の広告物等、災害時において被害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件については、事前の把握に努め、定期及び台風前に調査し、危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改修若しくは撤去するよう指示勧告し履行させる。
- 多様な消防水利の確保【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等）
  - ・災害発生による消火栓の損壊時を想定して耐震性防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
  - ・消防施設等について、災害時に備え、消防力の整備指針、消防水利の基準及び関係法令等に基づいて整備拡充する。
- 建築物の不燃化促進【まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・地震火災の危険度が高い地区を重点とするほか、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においても防火地域又は準防火地域に指定し、災害時に被害が拡大しないよう建築物の不燃化を促進する。
- 市街地の整備【まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・災害に対して安全な都市形成を図るため、都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある市街地の形成を図る。また、土地の有効活用を図り、都市計画事業等の活用により市街地再開発に向けた取り組みを推進する。
- 緑のあるまちなみ形成【まちづくり課】（住宅・都市）
  - ・市街地での延焼防止対策として、街路樹など緑地空間の整備を進める。また、平時から街路樹などの草刈りや選定を行い、市街地での延焼防止対策の強化に努める。
- 火災予防対策の推進【生活環境安全課、東部消防本部】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）
  - ・大規模火災の原因となる出火を防止するため、東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知機の普及促進に取り組むとともに、女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組む。
  - ・災害時に備え、学校、官公署、宿泊施設等の特殊対象物に対し消防用設備、避難設備等の重点的な査察を実施する。
- 消防防災ヘリコプター等の整備検討【生活環境安全課、県】（土地利用）
  - ・大規模災害発生時、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高いことから、県と連携して、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリ

コプターの導入について検討する。

- ・孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。
- ・災害時の救命救急活動対応の強化のため、負傷者の緊急輸送等についてヘリポートの設置の検討を行う。

## 7-2 津波による当添漁港等の船舶の打ち上げによる漁業操業の停止、沿岸市街地の建物倒壊、交通麻痺

### ●港湾・漁港整備の推進【まちづくり課、生活環境安全課、県】（交通・物流）

- ・港湾、漁港は管理区分によって県又は町が、それぞれ地震や津波・高潮等による船舶の被害を抑制するため、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努める。また、災害発生後においても、海路による物資等の受入れ拠点となるよう、港湾・漁港の整備を推進する。
- ・災害時の救命救急活動や物資輸送等の体制確保のため、与那原マリーナと連携したバース等の可能性について検討する。

## 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

### ○交通安全の推進【生活環境安全課】（交通・物流）

- ・災害時における町内での大規模交通事故の発生が抑制されるよう、平時より交通事故から町民を守るため、与那原警察署や与那原地区交通安全協会等と連携して交通ルール、マナーの向上に取り組むとともに、交通安全施設の設置や修繕などの交通安全対策を推進し、通学路の安全確保や交通事故発生抑制に努める。

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

### ○危険物を所有する事業者への指導等の推進【生活環境安全課、国、県】（エネルギー・産業、リスクコミュニケーション）

- ・危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、県、その他防災関係機関と連携して、事業所における地震を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。
- ・地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携して、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

## 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### ○農作物の風水害予防に関する知識の普及・啓発【まちづくり課】（農林水産）

- ・農作物の風水害予防については、防風網の整備、病害虫の防除、かんがい・排水施設の整備を重点として平時から沖縄県農業協同組合と連携しながら農家に助言する。

○林野火災対策の推進【生活環境安全課、まちづくり課、東部消防本部】（農林水産）

- ・県と連携して、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図る。
- ・林野火災対策を図るうえで、適正な火入れ（消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等）、特に強風、乾燥時における火気取扱い（危険な気象状況下での火入れ中止等）、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

○農業振興【まちづくり課】（農林水産）

- ・災害時でも安定した食料供給が可能となるように、新規就農者の確保や担い手の育成等、平時から継続的な農業振興に取り組むとともに、沖縄県農業協同組合と連携した地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進を図る。さらに、民間貸金や補助制度の活用により農業の6次産業化支援や農作物ブランド化に取り組む。また、農地の受け渡しや集積を行うことで利用促進を図る。

○森林資源の保全・活用【まちづくり課】（土地利用）

- ・土砂災害による被害発生の防止に努めるとともに、森林環境譲与税等の活用で運玉森や雨乞い森などの森林資源の保全と活用を推進する。

○自然緑地の保全【まちづくり課】（土地利用）

- ・災害による被害の防止や軽減のため、与那原区においては、大型 MICE 施設支援地区の整備を進めていく際には自然緑地との調和に配慮する。また、江口区や板良敷区等に広がる自然緑地は保全を基本に、潤いある町土の形成に資するものとする。
- ・災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討するにあたり、大見武区、上与那原区等の市街地拡大検討地区は、市街化の動向を踏まえ、都市的土地利用のあり方や計画的な市街地整備について地区計画等を活用するとともに、新たな市街地整備の際には自然緑地の保全に配慮する。

## 7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○スポーツ・レクリエーション施設の機能の向上【公共施設課、関係各課】（保健医療・福祉）

- ・与那原町観光交流施設は災害発生時に対応の拠点となることを踏まえ、機能の充実維持に努める。また、施設の不具合により利用者の安全が損なわれることがないように、予防保全による計画的な改修等を実施し、安全・安心の確保に努める。

○町内情報の発信・共有【総務課、関係各課】（情報通信）

- ・SNS を利用した新たな情報通信技術を活用した広報手段の拡充等、災害時や災害発生後であっても、住民が行政情報を得やすい環境を構築する。平時においては、観光情報や伝統行事などを積極的に発信し、町内外に広く「与那原」を PR する。
- ・災害時や災害発生後において適切な情報伝達を図られるよう、メディアリテラシー（情報を受け取る力）の育成に努める。

## 7-7 不発弾の爆発による複合被害の発生

○不発弾対策の推進【生活環境安全課、県】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）

- ・不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、その他関係機関等が協力体制を確立し、不発弾等調査、探査、発掘処理工事及び処理の安全かつ円滑な推進を図るとともに、町

民に対して不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ●公園の適正管理【まちづくり課】（住宅・都市）

- ・災害後も住民の公園施設利用が図られるよう、適正な公園面積を確保するため、与原公園の区域拡大や新しい公園などの整備を推進する。
- ・災害後も地域の活性化が図られ、平時から賑わいを創出するため公園施設内へ民間活用も見据えた公共還元型収益施設を検討する。また、経年劣化等により老朽化した公園の改修に取り組むなど、賑わいのある魅力的な公園施設の整備に努める。
- ・街区公園、近隣公園についても適正な維持管理に努めるとともに、災害後においても地域の賑わい創出のため施設の利活用促進を図る。
- ・災害後、地域住民の拠り所として、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい公園にするためバリアフリー化を推進する。また、災害後、防災拠点での利用を想定し、太陽光発電や蓄電池機能を有した照明及びかまどベンチなど災害対策となる施設整備を推進する。

#### ○循環型社会の整備【生活環境安全課】（環境）

- ・発災時には大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、処理機能を向上させるとともに、平時から廃棄物量をへらす循環型社会の構築を図る。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ○道路啓かい体制の構築【まちづくり課、生活環境安全課】（交通・物流）

- ・「災害時における応急対策に関する協定書」に基づき、道路の被災等により通行障害が発生した場合においても、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう与那原町商工会建設工業部会等と相互に連携し、応急復旧に必要な人員確保、緊急連絡体制、道路啓開用資機材確保の体制について、あらかじめ応急復旧要請を作成し、定期的に点検する。

#### ○外部有識者等との連携体制の構築【全課】（行政機能／防災教育等、官民連携）

- ・町は災害応急全般への対応力を高め、また早期の復旧・復興を可能とするため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。
- ・町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

#### ○協働によるまちづくり【総務課、関係各課】（人材育成）

- ・住民が主体性を持ってまちづくりに関わり、災害後においても協働による復旧・復興が可能となるよう、平時からまちづくり情報の積極的な発信、シンポジウムや勉強会等の開催、住民参加によるまちづくり活動への支援等に努める。さらに、これらへの参加の機会を通して、地域の中心となる人材の掘り起こしや育成を図る。
- ・地域における防災・減災対応力の強化を図るため、本町を生産や活動の場とする事業者には、まち

づくりを担う地域社会の一員としての役割が求められる。自らの企業活動の維持・発展を通じて、地域住民との協力のもとにまちづくりに積極的な参加を促進する。

○雇用の整備【観光商工課】（エネルギー・産業）

・災害後も地域産業の保全や地域経済の確保が図られるよう、平時から商工会や町内事業者と協力して求職者への情報提供など求人募集に努めるとともに、ハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消に向けて取り組む。また、町内事業者の大半を占める小規模事業者の振興を図り、働く場の確保に努める。

○就業意識の向上【観光商工課、学校教育課】（エネルギー・産業）

・災害後の地域発展を担う人材を育成するため、町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努める。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●公共下水道の整備推進【上下水道課】（環境）

・台風や大雨洪水警報等による浸水被害を防ぐため、公共下水道の整備拡大や既存住宅の浄化槽から下水道への移管に努め、接続率の向上を図るとともに浸水被害時の浄化槽からの水質汚染の軽減を図る。

○液状化対策の推進【まちづくり課、関係各課】（住宅・都市）

・東浜地区をはじめ本町の沿岸部は地震に伴う液状化の危険性が高いことから、防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の液状化対策実施に努める。  
・液状化被害の可能性のある地盤情報やそれらへの技術的な対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

●水路の活用【まちづくり課、観光商工課】（土地利用）

・既存市街地と東浜区の水路について、災害時には市街地の浸水被害防止を図るとともに、平時にはウォーターフロントの特性を活かせるよう水質改善に努め、地域住民の利用に加えて観光振興にも資する潤いある親水空間となるよう、遊歩道等の整備及び災害時でも利用可能な太陽光発電や蓄電池機能を有した照明整備を推進する。

### 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地域コミュニティの強化【総務課、生涯学習振興課】（リスクコミュニケーション）

・発災後も地域住民同士のつながりを維持し、住民が一体となった早期の復旧復興を実現するため、平時から地域活動等を促進し、地域コミュニティの強化を図る。

○子育て環境の整備【子育て支援課、関係各課】（保健医療・福祉）

・保育環境基盤の機能維持・強化として、保育施設の耐震化対策、老朽化対策などに取り組む。また、災害発生後であっても、子育て環境が整うように「与那原町子ども子育て支援計画」に基づいた子育て支援に取り組む。

・災害後であっても、まちの未来を担う児童生徒がより良い学校生活を送れるよう、地域や家庭と連携して教育環境の充実やきめ細やかな支援に取り組み、確かな学力を身につけた人材育成に努め



る。

- 治安の維持・安定【生活環境安全課】（行政機能／防災教育等、リスクコミュニケーション）
  - ・災害時においても町内の治安維持・安定が図られるよう、町内における犯罪発生や町民の被害を未然に防ぐため、平時から防犯カメラの設置や与那原警察署や与那原町防犯協会等と連携してパトロールなどに取り組む。
- 自治会拠点施設の整備【総務課、生涯学習振興課】（住宅・都市）
  - ・災害時や災害発生後であっても地域の交流が保たれるよう、地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向け支援する。
- 地域活動の活性化【学校教育課、生涯学習振興課】（保健医療・福祉）
  - ・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、PTA 活動を活性化させる。
  - ・公民館などで、地域の方々による子ども寺子屋等を開催し、避難について学びの場を持つなどして子ども達を見守りながら地域の方々と子ども達の交流による地域活動の活性化を図る。
- 新たな交流拠点の整備【公共施設課、関係各課】（保険医療・福祉）
  - ・地域コミュニティの維持・強化及び共助による地域の防災・減災対応力の強化のための有効活用を図りながら、障がい者や高齢者及び子育て世帯に配慮した複合施設（子育て支援センターや保健センター）の一体的な整備を推進する。
- スポーツ環境の整備【生涯学習振興課】（保健医療・福祉）
  - ・住民の体力の維持・向上及び住民同士の連携の維持・強化を図り、災害に備えた住民の体力作りと地域防災力の強化のため、学校体育施設の一般開放と社会体育施設においてスポーツ活動の活性化のための施設環境整備の充実を図る。
- 文化財の保全【生涯学習振興課】（行政機能／防災教育等）
  - ・災害から文化財を保護するため、町内に残る史跡や聖クララ修道院などの歴史的資源については与那原町らしさを表す空間として保全・活用を図る。また、町内外の文化財について、住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図り、文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行う。
- 子どもの居場所づくり【子育て支援課】
  - ・放課後を安全安心に過ごせる児童館の機能維持・強化として、児童館の耐震化対策、老朽化対策などに取り組む。また、災害発生後であっても、児童館を必要とする児童が安心して利用できるような環境づくりに取り組む。
- 地域福祉の構築【福祉課】（保健医療・福祉）
  - ・福祉のまちづくりを展開するうえでユニバーサルデザインの導入によるハードの整備と併せ、地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、地域福祉に関する区単位での勉強会実施や、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努める。
  - ・発災後の介護支援体制においても柔軟な対応が可能となるよう、心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進する。
- 障がい者（児）福祉の構築【福祉課】（保健医療・福祉）
  - ・災害時における迅速な避難、また共助による防災・減災対応力の強化のため、公共公益施設や商業施設など不特定多数の人々が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの導入を

図るとともに、障がいのある人に対する理解を促す等、障がい者（児）が快適な生活を送ることができる環境整備に取り組む。

○高齢者の生きがいづくり【福祉課】（保健医療・福祉）

・地域で高齢者が生き生きと暮らし、災害時においても自信の力で迅速な避難が可能となるよう、ミニデイの継続や老人クラブの取り組み強化に努めるとともに、幅広い世代と交流できるような機会や環境を整備する等、高齢者の生きがいづくりに努める。

●観光振興【観光商工課、企画政策課】（エネルギー・産業）

・観光産業は外貨の獲得が可能である等、災害後の地域経済復興に資する産業である。そのため、平時より観光まちづくりが図られるよう、与那原町観光実施計画に基づき、観光協会の設立や近隣自治体と連携した広域的な取り組み等、計画的な観光振興に取り組む。また、国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組む。

○与那原町創生総合戦略人口ビジョンの推進【全科】（住宅・都市）

・今後の少子高齢化等の時代であっても、人が集い、安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組むため、「与那原町創生総合戦略人口ビジョン」を推進する。

## 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化・社会教育施設の適正管理【生涯学習振興課、公共施設課】（老朽化対策）

・文化系施設において、災害後も地域の文化が保たれるよう、町民文化の向上と福祉増進としての機能充実を図るとともに、施設の不具合により利用者の安全が損なわれないよう、計画的な維持管理による安全・安心の確保に努める。

・社会教育系施設において、災害後も地域の伝統・文化が保たれるよう、歴史資料の収集呼びかけや企画展等開催により、平時から伝統芸能の継承発展並びに新たな文化の創造に努めるなど、機能の充実を図る。また、定期的な点検により老朽化状況の把握に努め、必要な補減工事を実施し、適正管理による施設の長寿命化を図る。

○伝統文化の継承・発展【生涯学習振興課】（人材育成）

・災害により町民文化の継承が途絶しないように、町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、生涯学習振興大会などを通して、文化に対する町民意識の向上を図る。また、地域コミュニティの維持・強化のため、子ども達に地域の伝統行事や与那原大綱曳への積極的な参加を促す。

・災害発生後においても地域の文化が途絶しないように、沖縄の伝統的な言葉である「島くとうば」の継承に努める。

●文化財の保全【生涯学習振興課】（行政機能／防災教育等）

・災害から文化財を保護するため、町内に残る史跡や聖クララ修道院などの歴史的資源については与那原町らしさを表す空間として保全・活用を図る。また、町内外の文化財について、住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図り、文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行う。

○安定した土地利用の確保【企画政策課】（土地利用）

・本町の自然的や社会的、経済的や文化的条件などに配慮した将来土地利用の方針を実現するため、与那原町国土利用計画に基づき地域特性を活かした土地利用を推進するとともに、災害に強い都市構造や土地利用の構築を検討する。

○伝統工業の振興【観光商工課、まちづくり課】（エネルギー・産業）

・災害後も地域の伝統産業を維持・強化するため、上与那原区のヤチムン工場が集積する地区は、本町の伝統産業の育成を図る工業地区として位置づけ、産業活動の充実や維持・活用を図る。  
・災害後も地域文化の維持・強化を図る必要があり、伝統ある窯業を絶やさぬように、平時から技術の継承等の育成に取り組むとともに、沖縄赤瓦使用奨励金を活用し、民間の建物などへのヤチムン使用を奨励する。また、公共施設へも積極的に活用し、特色あるまち並みの形成を図る。

○地域資源の保全と活用【生涯学習振興課、観光商工課】（人材育成）

・地域コミュニティの維持・強化、地域の防災・減災対応力の強化のため、まちの歴史・伝統を学習する機会や多世代が交流する機会を増やすとともに、町内各種団体の主体的な活動への支援を通して、まちへの愛着向上や地域の絆を深め地域コミュニティの活性化を図る。  
・災害後も地域資源が損なわれないよう、与那原大綱曳や「東御廻り」にまつわる歴史文化資源、景観的にも貴重な聖クララ修道院など、これら地域資源の保全と活用を図り、町の発展につなげていく。

#### 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍情報等の整理【総務課、関係各課】（行政機能／防災教育等）

・災害時においても各種データの取り扱いが可能となるよう、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面、不動産登記等、各種データの総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

○教育関連施設地区の整備【生活環境安全課、関係各課】（8-6）

・災害対応や復旧・復興期において大学等の専門機関と連携するため、平時から連携体制の構築に努める。

#### 8-7 基幹インフラの損壊、復旧の県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●道路啓かい体制の構築【まちづくり課、生活環境安全課】（交通・物流）

・「災害時における応急対策に関する協定書」に基づき、道路の被災等により通行障害が発生した場合においても、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう与那原町商工会建設工業部会等と相互に連携し、応急復旧に必要な人員確保、緊急連絡体制、道路啓開用資機材確保の体制について、あらかじめ応急復旧要請を作成し、定期的に点検する。



# 与那原町国土強靱化地域計画

令和3年3月

与那原町 生活環境安全課

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地

電話：098-945-4688